

第74号

協会だより



2024年8月

三重県高圧ガス安全協会

三重県高圧ガス溶材組合

技術とイノベーションで

未来へ、前進。



エア・リキードは、2025年に向けた新たな戦略プラン「ADVANCE」を策定。当グループの持続可能な開発目標です。

エア・リキードは未来を築くための行動を始めています。

技術とイノベーションを通して進化を促進し、社会に貢献します。

水素モビリティ、半導体、ヘルスケア、産業分野、そしてディープテック分野に注力し強化してまいります。

エア・リキードは、持続可能な未来に向けた新たな「進歩—ADVANCE」への扉を開きます。

日本エア・リキード

〒108-8509 東京都港区芝浦3丁目4番1号 グランパークタワー TEL 03-6414-6700(代表)

<https://jp.airliquide.com/>

 **Air Liquide**

目次

三重県高圧ガス安全協会長 就任のご挨拶	1
三重県防災対策部長 就任のご挨拶	2
三重県高圧ガス安全協会通常総会 総会記念講演	3
三重のブランド牛について～ 知っているようで知らない牛肉の評価 ～	5
三重県高圧ガス安全協会長表彰	7
安全協会長表彰を受賞して（私と高圧ガス保安）	9
保安大会・表彰	
・三重県知事表彰	13
三重県知事表彰を受賞して	
・まねきや硝子株式会社伊賀工場（代表取締役社長 奥山喜茂）	14
・米川 和宏氏（上野製薬株式会社四日市工場）	15
三重県知事表彰推薦者の推薦候補者募集のお知らせ	16
三重県高圧ガス溶材組合通常総会	17
三重県からのお知らせ	
・最近の法令改正について	18
・令和5年度三重県内の高圧ガス事故情報	22
・令和5年度高圧ガス移動車両路上点検結果	24
2023年度第1回販売事業所講習会	25
2023年度第2回販売事業所講習会	27
高圧ガス販売事業所消費事業所保安講習会	31
コンプライアンスシリーズ（No.26）	
いわゆる認定品について	33
我が社の保安管理	
・三菱ケミカル株式会社東海事業所	38
・株式会社トーカイ	41
趣味の時間	
・山歩きのすすめ	43
これからの協会・組合事業のお知らせ	45
令和6年度高圧ガス試験のお知らせ	46
編集後記	54
☆私のワンショット	55

【広告のご案内】

・日本エア・リキード合同会社	表紙ウラ
・有限会社住吉孔版社	12
【協会広告】高圧ガス消費事業所保安講習会のご案内	47
【協会広告】高圧ガス輸送防災講習会のご案内	49
【協会広告】2024年度「法令」対策試験直前講習会のご案内	51
【協会広告】2024年度下期丙種化学特別検定対策直前講習会のご案内	52
【協会広告】新刊図書のご案内	53
・ニューマネジメントシステム株式会社	裏表紙ウラ
・新コスモス電機株式会社	裏表紙



会長就任のご挨拶

三重県高圧ガス安全協会

会長 中山 哲

〔株式会社ENEOSマテリアル四日市工場長〕

この度三重県高圧ガス安全協会会長を拝命いたしました株式会社ENEOSマテリアルの中山です。宜しく申し上げます。前会長会社のコスモ石油株式会社様におかれましては、令和4年度及び5年度の2年間当協会の運営をして頂きましたこと、誠に御礼申し上げます。弊社も引き続き役員会社一同力を合わせて協会の運営に当たる所存でございます。

さて、総会の事業計画にもありましたように、地震や世界情勢の不安からくる経済的・物流的不安など我々を取り巻く社会環境を鑑みると保安管理や危機管理の必要性はますます高まっていると感じています。

こういった不安定な環境下においても、保安を維持していくためには、重点目標にあるように、自主保安の確実な推進、コンプライアンスの確保、保安管理レベルの向上の推進といった目標を皆様と情報連携し、より確実に活動を推進し、達成していければと思っております。

そして、これらの基礎となるのは、講習会の受講や資格取得推進による高圧ガスを取り扱う方々の知識の向上であり、また、日常点検など日々の現場での実直な活動にあると考えています。令和5年度の事故件数は昨年度より13件多い、33件という結果と聞いております。原理原則の理解や日ごろの着実な点検を重ねることにより、事故件数を低減していければと考えています。

また、こういった活動をサポートするためにも新たな技術についての情報交流を皆様と本協会の活動を通して、より一層活発に行えることを期待しています。

今後も、加盟事業所間の情報交換や水平展開と言った取り組みにより事故の低減及び技術向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

会員皆様方のより一層のご協力をお願いしまして、新会長会社就任に際してのご挨拶とさせていただきます。ご安全に。

就任のご挨拶



三重県防災対策部

部長 楠田 泰司

このたび、三重県防災対策部長に就任いたしました楠田泰司です。高圧ガス保安行政をはじめ、県民の皆様への命と暮らしを守るため、防災・減災対策にまい進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

貴協会におかれましては、会員の皆様の相互連携による高圧ガスの保安の確保に積極的に取り組んでいただいておりますこと、深く敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震では、最大震度7を観測し、広い範囲で激しい揺れに見舞われました。建物の倒壊などにより、多くの尊い人命が奪われ、地盤の液状化、津波による浸水などにより、上下水道や電気、通信といったライフラインにも甚大な被害が発生し、避難生活に大きな影響を与えました。

三重県では、発災直後に中部9県1市災害時等応援協定の幹事県として、職員の派遣や支援物資の提供など、いち早く支援活動を開始しました。また、輪島市へのカウンターパート支援の総括県として、5月末までに、のべ17,000人を超える県・市町・防災関係機関の職員が現地で支援活動にあたるなど、被災地の復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。

私たちが住む三重県においても、大規模災害への備え、とりわけ南海トラフ地震への対策は喫緊の課題です。そこで、令和6年4月、南海トラフ地震対策プロジェクトチームを防災対策部に新たに設置し、令和6年度から令和7年度にかけて、南海トラフ地震被害想定の見直しを実施することとしています。今後、被害想定とともに能登半島地震の支援活動を通じて得た気づきもふまえ、南海トラフ地震対策を強化していきます。

会員の皆様におかれましては、高圧ガスの安全確保に向け、今後もより一層揺れや液状化、津波などへの対策を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のご発展と、会員の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を祈念し、就任の挨拶といたします。

三重県高圧ガス安全協会通常総会



【挨拶をする中島会長】

2024年度三重県高圧ガス安全協会通常総会は、5月17日（金）14時から四日市商工会議所大ホールで開催されました。（出席43社、委任状93社）

副会長会社の㈱ENEOSマテリアル四日市工場伊藤課長の司会で進められ、中島会長（コスモ石油㈱四日市製油所長）の挨拶に続いて三重県高圧ガス安全協会会長表彰の授与が行われました。（受賞者は7・8頁に掲載）

表彰式と記念講演（記念講演報告は5・6頁に掲載）の後、議事に入り、協会規約に基づき会長から指名されたコスモ石油㈱四日市製油所宮崎副所長が議長となり、2023年度事業及び収入・支出決算、2024年度事業計画及び収入・支出予算、流用が原案どおりに承認されました。

また、役員改選が行われ、会長に中山哲氏（㈱ENEOSマテリアル四日市工場長）が就任しました。また、副会長など新役員が選任されました。

その後、三重県防災対策部コンビナート防災監 中条孝之氏、高圧ガス保安協会中部支部事務局長 岡本正弘氏からご祝辞をいただいて総会は終了しました。



【宮崎議長】



【監査報告をする服部監事】



【就任挨拶をする中山新会長】

三重県高圧ガス安全協会 2024・2025 年度役員

役 職	事 業 所 名	所属部会
会 長	(株)ENEOS マテリアル 四日市工場	コンビナート
副 会 長	四日市エルピージー基地(株)霞事業所	コンビナート
	高圧ガス工業(株)三重工場	製造・販売
	旭化成(株)製造統括本部鈴鹿製造所	製造・消費
	日本トランスシテイ(株)	移動防災
理 事	東ソー(株)四日市事業所	コンビナート
	昭和四日市石油(株)四日市製油所	コンビナート
	KHネオケム(株)四日市工場	コンビナート
	三菱ケミカル(株)東海事業所	コンビナート
	コスモ石油(株)四日市製油所	コンビナート
	本田技研工業(株) 鈴鹿製作所	製造・消費
	名古屋酸素(株) 四日市営業所	製造・販売
	杉浦高圧(株)	製造・販売
	協和ガス(株) 三重工場	製造・販売
	大陽日酸 J F P (株)三重工場	製造・販売
	東海運輸建設(株)	移動防災
	上野輸送(株) 中部支店	移動防災
	三菱ケミカル物流(株)中日本支社	移動防災
	三重県高圧ガス溶材組合	【団 体】
(一社) 三重県 L P ガス協会	【団 体】	
監 事	キオクシア(株) 四日市工場	製造・消費
	(有)加納商店	製造・販売

※会長は企画部会長に、副会長は所属する部会の部会長に就任



【来賓挨拶をする三重県防災対策部
中条コンビナート防災監 様】



【来賓挨拶をする高圧ガス保安
協会中部の岡本事務局長 様】

三重のブランド牛について

～ 知っているようで知らない牛肉の評価 ～

総会での記念講演は、新型コロナウイルスが、感染症法上 5 類に移行されてから 2 回目の開催となります。昨年春に 5 類へ移行されてから、さまざまな規制が緩和され、私たちの生活も少しずつ以前の状態に戻ってきました。今年のゴールデンウィークでの旅行客も 2019 年(コロナ禍前)の水準に回復するなど、一年を通じて旅行や観光で外出する機会も増えてきています。そんな中、観光地ならではの特産品を食すことも楽しみの一つではないでしょうか。

今回は地元三重県の特産品の一つであるブランド牛について、三重県畜産研究所の研究



【講演挨拶をする三宅講師】



【記念講演風景】

者の中で特に造詣の深い三宅健雄(みやけ たけお)様に『知っているようで知らない牛肉の評価』と題し、ご講演いただきました。

講演の初めに、家畜の成長の早さについてお話がありました。具体例としてヒヨコは成鶏(3kg)になるまで3か月、子豚は肉豚(100kg)まで6か月、子牛は肉牛(750kg)まで30か月の飼育期

間を必要としており、それだけ手間暇を掛けて育てられています。

肥育牛には肉用種(和牛)と乳用種があり、乳用種の雌牛でも搾乳を終えた後に肉牛として出荷されます。和牛の品種としては主に4つ(黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種)があり、中でも黒毛和種は肉専用種として日本各地で飼育されており、単に「和牛」というと黒毛和

和牛の品種

黒毛和種(くろげわし)

日本の肉専用種としては最も多く各地で飼育されている品種が「黒毛和種」です。単に、「和牛」と言うと「黒毛和種」を指すことが多く、松阪牛、伊賀牛も、この黒毛和種です。

毛色は褐色かかった黒色であり、肉質、特に脂肪交雑(霜降り、サシ)は世界最高で、貴重な遺伝資源として外国からも注目されています。

明治時代に在来の和牛と多くの外国種が交配されてきた雑種を日本の農耕と肉利用に適した牛に整理・改良した役肉兼用種でした。交配された外国種はフランスイブ種(下左写真)、アホーン種、エアシャー種、シロフンター種(下右写真)等です。

山口県見島の見島牛は外国種の影響を全く受けていない在来和牛の唯一のもので天然記念物となっています。毛は黒く、体は小さいが、脂肪交雑は安定して極めて良く、黒毛和種の基といえる牛です。(左:雌、右:雄)



種を示すことが多く、松阪牛（まつさかうし）や伊賀牛（いがうし）も含まれます。黒毛和種の特徴である肉質、脂肪交雑（霜降り、サシ）は世界最高で、貴重な遺伝資源として各国から注目されています。続いて三重のブランド牛ですが、三重和牛、伊賀牛、松阪牛の3つがあり、松阪牛は日本三大和牛として知られ、国内はもとより海外でも人気のブランドになっています。ここで豆知識として、

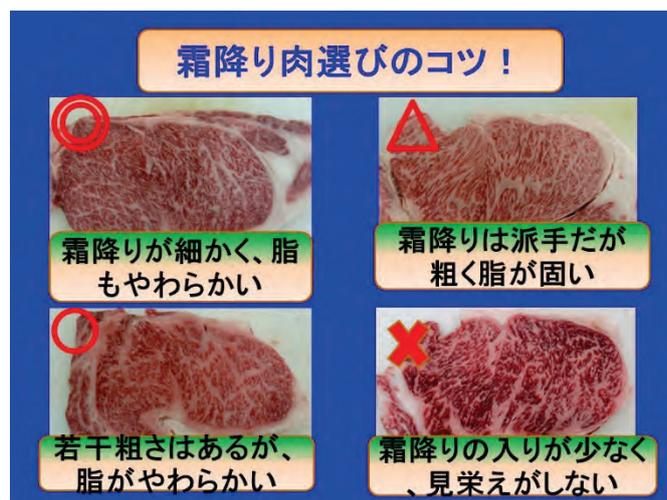
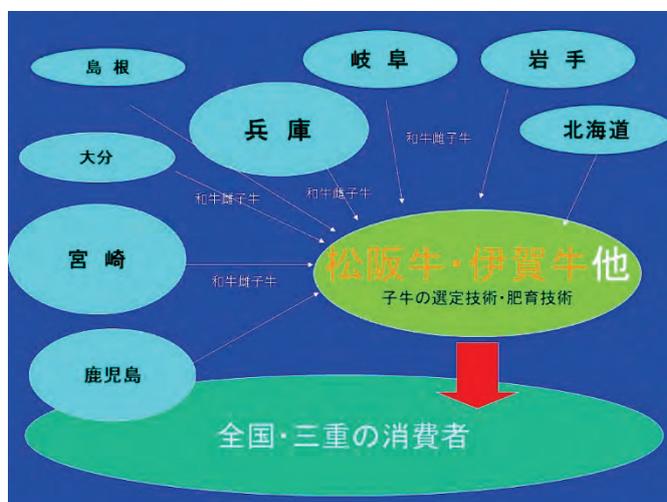
『ブランド』という言葉の語源についてお話がありました。ブランドという言葉は古いノルド語で「焼き印を付ける」という意味があり、放牧している牛などの家畜が他人の家畜と紛れてしまわないように、自らの所有物であることを示すために焼き印を付けたことがブランドの始まりと言われているそうです。

三重県産のブランド牛肉の特徴として、雌和牛をじっくりと理想肥育（長期肥育）しているため脂肪が柔らかく、細かい霜降り肉であり、口の中でとろけるようなジューシーで柔らかい食感が楽しめます。そのため肥育技術も他と異なり、全国から優れた素牛（霜降り肉になりやすい血統）を導入して飼料（稲ワラ、大麦、トウモロコシなど）の配合を細かく調整したものを与え、あえて放牧をさせずビタミンを含む牧草を食べさせないようにしているそうです。理由はビタミンが不足すると、牛の体が栄養を蓄えようと脂肪を付ける作用が働くそうです。

最後に良いお肉の選び方の秘訣として①霜降りが細かく均一に入っている。②脂質が柔らかそうなものを選ぶことをお勧めします。

日本を代表するブランド牛ということもあり、大変高価な牛肉ですので、日ごろ食卓に並ぶ機会は少ないですが、イベント（記念日や旅行など）の際は、ぜひ地元のブランド牛を堪能されては如何でしょうか。

(株)ENEOSマテリアル四日市工場 伊藤記)



三重県高圧ガス安全協会会長表彰

2024年度の三重県高圧ガス安全協会会長表彰は、優良事業所2事業所と個人では優良保安監督者2名及び優良保安従事者3名の方々が受賞されました。

表彰式は5月17日に開催された通常総会の席において執り行われ、中島会長から出席された受賞者に表彰状を授与するとともに記念品を贈呈いたしました。



表彰式に臨む中島会長

☆優良事業所

(順不同、敬称略)

事業所名
株式会社ニュージェイズ (取締役社長 新 泰彦)
株式会社マルエイ津支店 (支店長 伊藤 和也)

☆優良保安監督者

(順不同、敬称略)

事業所名	氏名
株式会社マルエイ津支店	松本 光紀
トヨタ車体株式会社いなべ工場	佐竹 正樹

☆優良保安従事者

(順不同、敬称略)

事業所名	氏名
旭化成株式会社製造統括本部鈴鹿製造所	林 敦史

コスモ石油株式会社四日市製油所	院南 晃
コスモ石油株式会社四日市製油所	辻 佳太郎



三重県高圧ガス安全協会長表彰受賞者のみなさんと中島会長、
来賓の中条コンビナート防災監、岡本KHK中部事務局長
(四日市商工会議所 大ホール)

【三重県高圧ガス安全協会長表彰受賞者を紹介した協会HP記事】

2024年度三重県高圧ガス安全協会長表彰

2024年5月17日の通常総会で三重県高圧ガス安全協会長表彰の授賞式が行われました
受賞された皆様は以下の方々です

<p>【優良事業所】</p> <p>株式会社ニュージェイズ 様 株式会社マルエイ 津支店 様</p> <p>【優良保安監督者】</p> <p>松本 光紀 様 (株式会社マルエイ津支店) 佐竹 正樹 様 (トヨタ車体株式会社いなべ工場)</p>	<p>【優良保安従事者】</p> <p>林 敦史 様 (旭化成株式会社製造統括本部 鈴鹿製造所)</p> <p>院南 晃 様 (コスモ石油株式会社四日市製油所) 辻 佳太郎 様 (コスモ石油株式会社四日市製油所)</p>
---	--

受賞おめでとうございます **三重県高圧ガス安全協会**

安全協会長表彰を受賞して

2024 年度三重県高圧ガス安全協会長表彰を受賞された 2 事業所と 5 名の皆様に、これまでの経験をもとに「私と高圧ガス保安」と題する喜びのことばを投稿していただきました。

優良事業所



(株)ニュージェイズ (取締役社長 新 泰彦)

この度は、高圧ガス優良事業所として表彰を賜り、誠に有難うございました。弊社は、2009 年 7 月より LNG 輸送を開始し、開始当初は荷主様等からの温かい御指導と御協力を頂きながら、日々の自主保安ならびに安全管理に注力しつつ、現在までの 14 年間を無事故無災害で完遂する事が出来ております。7 月からの増車に伴い、更なる安全安定輸送への意識を高めるべく、基本作業と指差呼称の徹底ならびに基本ルールの遵守を全ての従業員に周知し、安全意識の高い職場環境の形勢と持続が重要であると感じています。これからも、JOT グループの安全スローガンでもある「-SAFETY 1st-安全を仕事の中心に」をモットーとして、荷主様ならびに関係各社様から信頼される物流会社で在り続けるよう日々精進して参ります。



(株)マルエイ津支店 (支店長 伊藤 和也)

この度、優良事業所という大変栄誉ある賞を賜り誠に有難う御座いました。受賞の喜びを支店メンバー皆で共有し今後も安全第一を念頭に事業運営を行うという強い気持ちのもと運営していきたいと思われました。弊社は明治 18 年に創業し皆様方の多大なご支援の賜物により現在まで事業を続けることができ心より感謝申し上げます。津支店は昭和 55 年に開設し LP ガス製造施設の運営を開始致しました。以降、民生用・工業用を含め LP ガスの安定供給を心掛け充填業務を行い保安の維持管理に努め現在まで無事故を維持継続して参りました。現在まで無事故で運営が継続できていることも過去の諸先輩方や他支店の皆様のおかげであると感謝しております。弊社の保安の取り組みとしましては、毎月 17 日を「保安強化の日」と定め製造施設の点検・営業車両の点検・直売保安業務の確認・保安教育として座学の勉強会をメンバ

一皆が参画し保安知識の向上、安全確認を実施しております。毎月実施しているので同じことの繰り返しにはなりますが、繰り返し実施することで有事のときに的確かつ迅速な行動ができると考えております。

今回の受賞を受け、改めて危険物を扱う事業者として日々の安全点検、確認作業が重要であることを再認識致しました。今後は更に磨きをかけ保安の維持管理に努めて参りたいと思います。



優良保安監督者

(株)マルエイ津支店 松本 光紀

この度、三重県高圧ガス安全協会会長表彰にて「高圧ガス優良保安監督者」を受賞させて頂き大変光栄に感じております。今回の受賞に関しまして、私個人の力だけのものでは無い事を痛感しております。所属支店の方たちの協力はもちろん、他支店の製造施設メンバーとの情報交換でスキルアップ向上など、周りの方たちの協力があった事により、無事故で安心安全に操業を続ける事が出来たと思っています。

株式会社マルエイとしましては、毎月17日を「保安強化の日」と定め本社の方、立合いの元、設備の保安点検、及び日常巡視点検などの書類チェックを行い、日々の保安点検が確実に実施されているか確認を行っております。またLPガスの知識を社員一丸となって高める為に、座学講習会も毎月実施しております。基本的な事から製造設備の学習や緊急時における対処方法など、万が一に備えて全従業員が対応できるよう、学びの機会を設けております。また年に1回行われる本社社内査察では、本社保安部の担当者による100項目以上にも及ぶ厳しいチェックが行われています。普段から構内の保安点検や書類の整備など、怠らず実行することで、毎年合格できる点数を頂いております。

今回の受賞を契機に、改めて保安管理の重要性を再認識し、更なるスキルアップの向上に努め、災害の未然防止を図り、努力してまいりたいと思います。最後に受賞させて頂いた事に喜びを感じ、関係各位に感謝の意を表します。この度は誠にありがとうございました。



トヨタ車体(株)いなべ工場 佐竹 正樹

この度は高圧ガス優良保安監督者として表彰を頂いた事、大変光栄に思っています。

今回の受賞は諸先輩方の御指導や同僚達の御支援の賜物だと思い、心より感謝しています。

保安活動では窒素ガス設備を主に保安計画の立案・実行し、保安監督者として責務を全うする為、尽力してきました。無事故・無災害を目標に掲げ、日々従事者と共に協力し合い日常点検・定期自主検査を行って

きた結果、現在も継続出来ています。高圧ガス設備は取り扱うガスの性質を理解し、管理・監督、保守・保全に定められたルール順守を行うことで安全な維持管理が出来ると考えていますので、今後も監督者として学んだ技術・知識を後輩へ伝承し職場一丸となって保安活動に取り組み、無事故・無災害に努めていきます。改めてこのような賞を頂き誠にありがとうございました。

優良保安従事者



旭化成(株)製造統括本部鈴鹿製造所 林 敦史

この度、高圧ガス優良保安従事者の表彰を頂き、大変光栄に思います。社員全員で無事故・無災害を意識した保安活動を推進した結果代表として受賞させていただき感謝しています。

入社して35年、保安係員として15年以上高圧ガス設備の保安に従事してきました。ベテランになり今は新人の指導育成にも取り組んでいます、頼れる存在になる様に今も緊張感を持って仕事に取り組んでいます。普段から違和感に早く気付く事と、確実なハウレンソウで得た事を活かして、異常の早期発見と、保安係員として安全・安定生産の管理に努めています。

また、高圧ガスに関する自ら得た知識・法令についても技術伝承・指導育成を行っています。プラントの交代職長・保安係員として安全・安定生産の管理に努める事と、鈴鹿市消防団活動を24年間継続している経験も活かして防災に対する意識についても保安活動に繋げていきたいと考えています。

この度は、誠にありがとうございました。

コスモ石油(株)四日市製油所 院南 晃



この度は、高圧ガス優良保安従事者の表彰をいただき大変光栄に思います。今回の表彰は私の力だけではなく、これまでに携わっていただいた方々のご指導・ご支援の賜物と、感謝しております。

コスモ石油に入社して15年、保安係員となり2年間高圧ガス設備の運転、保安に従事してきました。危険と隣り合わせの中で業務を行っていることを再認識して、安全を最優先に考えこれからも従事していきたいと思えます。今後も、保安係員としての役割や責任を今以上に自覚して、自分ひとりだけではなく職場一丸、製油所一丸となり製油所の安全・安定運転の継続に尽力して無事故無災害に努めていきたいと思えます。



コスモ石油(株)四日市製油所 辻 佳太郎

この度、高圧ガス優良保安従事者表彰を受賞する事となり、大変光栄に存じます。

今回の受賞は職場の仲間が長年にわたり無事故・無災害を継続してきた結果で、その代表として受賞させて頂いたものと心より感謝しております。

私はコスモ石油に入社して約16年が経過し、高圧ガスの保安活動に取り組んできました。具体的には入社以来、LPG球形タンクや入出荷設備を取扱う部署の製造オペレーターとして、高圧ガス保安法や関連する法令・規則に基づいて適切な検査を実施してきました。現在は保安係員となり高圧ガス保安業務に携わる者として、常に安全第一を心掛けて業務に取り組んでいます。

法令遵守を徹底する事は勿論で、当社でも安全に関する情報共有やリスクアセスメント等、無事故無災害を継続する為に様々な安全活動を行っています。今後も高圧ガス保安活動を継続し、より一層の安全向上を目指して努力してまいります。この度の受賞に、心より御礼申し上げます。

デザインから印刷・製本までトータルでお任せ！！

総合印刷

・チラシ・名刺・はがき・伝票・パンフレット・カタログ
・ポスター・自費出版・製本・企画・デザインetc...

有限会社

住吉孔版社

三重県四日市市住吉町 6-8

TEL 059-365-1924

FAX 059-364-2950

info@sumiyoshikouhan.co.jp

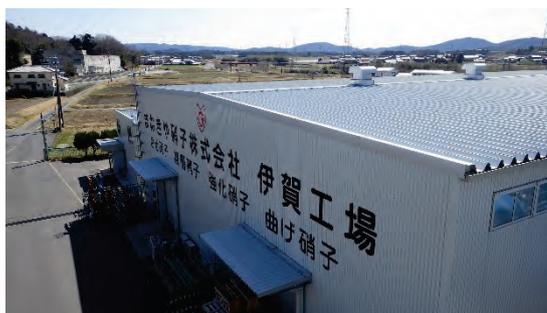
http://www.sumiyoshikouhan.co.jp

三重県知事表彰を受賞して

《優良事業所》

まねきや硝子株式会社伊賀工場

(代表取締役社長 奥山喜茂)



この度は、『高圧ガス取扱優良事業所等三重県知事表彰』という輝かしい賞を賜り誠に光栄に思い心より感謝申し上げます。今回の受賞については、三重県高圧ガス安全協会様、関係各位のご指導とご支援の賜物であり、当社が日頃より取り組んできた保安活動について高い評価をしていただけたものと捉え、従業員一同心より喜んでおります。



【第3オート入口】

創業から現在に至るまでは決して平坦な道のりではありませんでしたが、まずはものづくりの工場として「重大事故・重大災害」は絶対に起こしてはならないという意識を高く持ち、安全管理、設備保全などの活動を地道に継続してまいりました。高圧設備を保有する工場として「保安管理」はとりわけ重要であると捉え、当社では年間15回の保安教育を計画し身近なテーマを用いて現場責任者を対象に実施しています。また、「安全衛生委員会」や「自主保全」の活動ともリンクさせることにより、自然と各従業員の安全活動や保安意識の向上につながっているように感じます。

AI化が進む昨今ではありますが、この業界はまだまだ設備管理や機械操作についても人間が行なう必要がある為、ヒューマンエラーによる事故を防止するべく当社では高圧設備の運転については教育訓練制度を設け、許可認定者のみが運転業務を行なうことをルールとして取り決め、災害防止に努めています。

近年の高圧ガス関連の事故原因は設備管理の不備によるものが大半となっていることより、当社も今回の名誉ある受賞を機に全社員が保安管理の重要性について再認識し、過去の手法も見直すことで更なるレベルアップを目指したいと思っております。三重県高圧ガス安全協会の皆様、又各社会員様には今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弊社は1950年に板ガラスの加工工場「まねき屋商店」として創業しました。後に消費者のニーズに応えるべく、1985年に産業用ガラス加工・強化ガラス加工を開始するにあたり伊賀工場を建設、1992年には高圧特定設備であるオートクレーブを導入して合わせガラスを生産開始しました。セントラル硝子の特約店として順調に安定生産を続ける中、2010年強化ガラス、2016年複層ガラスの生産ラインも立上げ、2007年、2018年にはそれぞれオートクレーブの増設を行なうなど、お陰様で現在ではガラス加工業界において全国でもトップクラスの生産量を誇る企業にまで成長することができました。



【肉厚測定の様子】

《優良製造保安責任者》 米 川 和 宏

(上野製薬株式会社四日市工場)

この度、高圧ガス優良製造保安責任者として三重県知事表彰を受賞致しました。受賞にあたっては保安業務に携わる皆さんのお陰であり感謝いたします。

上野製薬は 1918 年創業で昨年 105 周年を迎えております。四日市第 3 コンビナートにて 1970 年より稼働を行っており 54 年目となります。私が上野製薬に入社したのが 1984 年の今年で勤続 40 年目となりました。入社当時からコンビナート企業ということもあり防災及び保安活動に力を入れておりました。工場地帯の一角にあり、危険物施設や高圧ガス設備で事故が発生すると、近隣企業を含め地域に多大な被害をもたらす事になり社会的信用も失ってしまいます。日頃から保安業務に携わる方と共に事故を起こさない様保安検査の実施、運転状況の把握などにより保安に努めております。



冷凍設備ではアンモニアを使用しているので漏洩が発生すれば人命にもかかわる為、漏洩を起こさない様日頃の監視業務を怠らぬに行い、ここまで無事故で現在に至っております。

2013 年より保安責任者となりより一層諸先輩方が築いてきた安全を維持する為尽力してまいりました。近年、若年層が増えて世代交代が進む中で技術伝承を確実に実施するために、若手の教育にも力を入れ保安活動を通じて若手の安全意識を高めていくよう努めてまいります。

今後も、法令遵守はもちろんのこと、工場の安全・安定稼働の継続維持と共に、地域の安全に貢献できる様保安活動に取り組んでいきたいと思っております。

今回の受賞を励みとし更に安全意識を高め、工場の保安レベルの向上に努めてまいりたいと考えております。

この度は、誠にありがとうございました。



【2024年度三重県知事表彰の推薦候補者募集のお知らせ】

「2024年度高圧ガス取扱優良事業所等知事表彰候補者」の推薦候補者について、三重県高圧ガス安全協会及び三重県高圧ガス溶材組合の両団体それぞれから推薦する候補者を募集します。

応募できる者：事業所、個人ともに、三重県高圧ガス安全協会会員（事業所）、若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員（事業所）に限ります。

推薦者：三重県高圧ガス安全協会会員の方は三重県高圧ガス安全協会から、三重県高圧ガス溶材組合組合員の方は三重県高圧ガス溶材組合から推薦します。

表彰等の種類（対象）：

高圧ガス取扱優良事業所（事業所）

保安功労者、優良製造保安責任者・優良販売主任者、優良保安担当者（個人）

※弊協会・組合では、LPガス販売優良事業所にかかる推薦は行いません。

推薦候補者の条件：

事業所は、三重県高圧ガス安全協会会員、若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員であること。

個人は、三重県高圧ガス安全協会会員事業所、若しくは三重県高圧ガス溶材組合組合員事業所に所属する者であること。

表彰の種類別の応募要件は、推薦要領をご確認ください。

応募期限：2024年9月19日（木）12時まで

※三重県からの募集状況により変更になる場合があります。

応募方法（書類の提出方法）：

事務局あてに所定の様式に記載した上で電子ファイル（PDF不可）をメールにより送付すること。あわせて、メールには記載内容を確認できる書類の写しをファイル（PDF可）化して添付すること。候補者となった場合は、県に提出します。

選考方法：

- ・三重県高圧ガス安全協会からの推薦については、7月の役員会で会長一任されていますので、個別に審査します。
- ・三重県高圧ガス溶材組合からの推薦については、10月の理事会（選考会）において選考を行う予定です。

その他：応募のため提出された推薦書等は返却しません。

応募のメールには応募に関する担当者、部署、住所、電話番号を記載してください。（応募内容等について、問合せを行う場合があります。）

三重県高圧ガス溶材組合通常総会

2024年度三重県高圧ガス溶材組合通常総会は、5月24日(金)16時から津市の「ヤマニ」において開催されました。(出席34名、委任状14名)



【司会の玉木副理事長】

玉木副理事長が司会を担当し、はじめに鈴木理事長から、昨年度の組合活動の総括といえる挨拶がありました。その後、北勢・中勢・南勢の各支部長及び保安・経済・総務・技術委員会と自主保安推進事業検討WGの各委員長から2023年度の活動報告が行われました。

議事については、2023年度事業報告及び収入・支出決算報告、2024年度事業計画及び収入・支出予算等が議案どおり承認されました。

そのなかで、組合が参加する東海高圧ガス溶材組合連合会(東高連)が加入する一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会(全溶連)が「第80回全溶連大会(2023九州大会)」で行ったSDGs宣言(29頁、30頁に掲載)が紹介されました。

また、退任される理事の後任の選任が行われ、退任理事の所属から山口勉氏(協和ガス(株)三重工場)が残り任期を引き継ぐこととなりました。

最後に来賓の三重県防災対策部 中条孝之コンビナート防災監からご祝辞をいただき、通常総会は終了しました。



【挨拶をする鈴木理事長】



【委嘱状を受け取る山口氏】



【挨拶をする中条コンビナート防災監】

■最近の法令改正について

最近の主な法令改正について御紹介します。詳細は経済産業省ホームページ等で御確認できます。なお、各表題の（）内、日付は、経済産業省ホームページでの表題、掲載日です。

1. 軽微な変更の工事に関する取扱い等について

（「容器保安規則等の一部を改正する省令」等について（認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係）（令和5年12月21日））

令和5年12月21日には、主に次の改正がありました。

（1） 認定高度保安実施者制度の新設等

令和5年12月21日、改正高圧ガス保安法（令和4年6月22日公布）が施行されるとともに、関係省令等の改正等が行われました。

（2） 燃料電池自動車等に係る規制の合理化等

燃料電池自動車、圧縮水素スタンドに関する規制の合理化等が行われました。

（3） 軽微な変更の工事に関する改正

軽微な変更の工事に関して、省令や、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（以下、「軽微変更取り扱い通達」という。）が改正されました。これらの改正は、省令と通達の整理といえます。

まず、省令の改正について、一般高圧ガス保安規則（以下、「一般則」という。）を例に御紹介します。

一般則第15条に、次の条文が追加されました。

- 一の二 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事
- 一の三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事
- 四の二 第三十三条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの
（第6号から第8号については省略します。）

その一方で、軽微変更取り扱い通達において、次の部分が改正等されました。

10. 液石則第16条第1項第1号の2、一般則第15条第1項第1号の2及びコンビ則

第14条第1項第1号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え」とは、特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替えを含むものとする。

- 1 1. 液石則第16条第1項第1号の3、一般則第15条第1項第1号の3及びコンビ則第14条第1項第1号の3の「開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含むものとする。
- 1 2. 液石則第16条第1項第4号の2、一般則第15条第1項第4号の2及びコンビ則第14条第1項第4号の2の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、以下に掲げる変更の工事以外のものをいう。
 - (1) 製造施設の処理能力を一日百立方メートル（不活性ガス又は空気にあつては三百立方メートル）以上に変更する工事
 - (2) 耐震設計構造物を新設する工事
 - (3) 耐震設計構造物への変更の工事

このように、省令に追加された内容は、従来は軽微変更取り扱い通達に記載されていた内容であり、熱交換器の伝熱管の取替え、貯槽の開放検査時の仮設のタンクローリ等の取り扱い、小規模で非連結な設備の取り扱いといったものが整理されたかたちです。従来の内容を大きく改正するものではありませんが、より具体的に記載されるようになり、適用範囲も若干広がっています。また、省令に明記され、それを補う内容が通達に記載されることとなりましたので、根拠条文が通達から省令となりますので、御注意ください。

なお、今回の改正で、軽微変更取り扱い通達中の「許可及び届出の不要な工事について」に、

- (7) 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち
- (8) (7)に伴う伝熱管の切断又は撤去

が追加されましたので、あわせて御確認ください。

※この改正について経済産業省ホームページで直接確認される場合は、2023年12月21日掲載の「「容器保安規則等の一部を改正する省令」等について（認定高度保安実施者制度、燃料電池自動車等の規制の一元化関係）」ページ内の「添付資料」の「高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程」を御確認ください。

(4) 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の改正

様式「高圧ガス事故等調査報告書（災害）」が改正されました。「事故発生原因」欄に、「17. システム障害・サイバー攻撃」が追加されました。

2. 移動に係る例示基準の改正等について

（一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程の制定について（令和6年4月2日））

令和6年4月2日には、主に次の改正がありました。
これらの改正について、一般則を例に御紹介します。

(1) 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）に係る明確化

高圧ガス容器積載車両事故を踏まえ、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（以下、「一般則例示基準」という。）の「76. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）」が改正されました。大きな変更点はないものの、より具体的に例示し、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止することが求められることとなりました。

改正された例示基準では、充填容器等は、荷ずれを防止するため、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等の措置を施し、また、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けることが求められることとなりました（車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除く）。

さらに、ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛したうえで、充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること等も求められています（水平距離30cmにかえて、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。）を設けるか、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること等でも可）。

また、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合については、分かりやすく、図で例示されました。

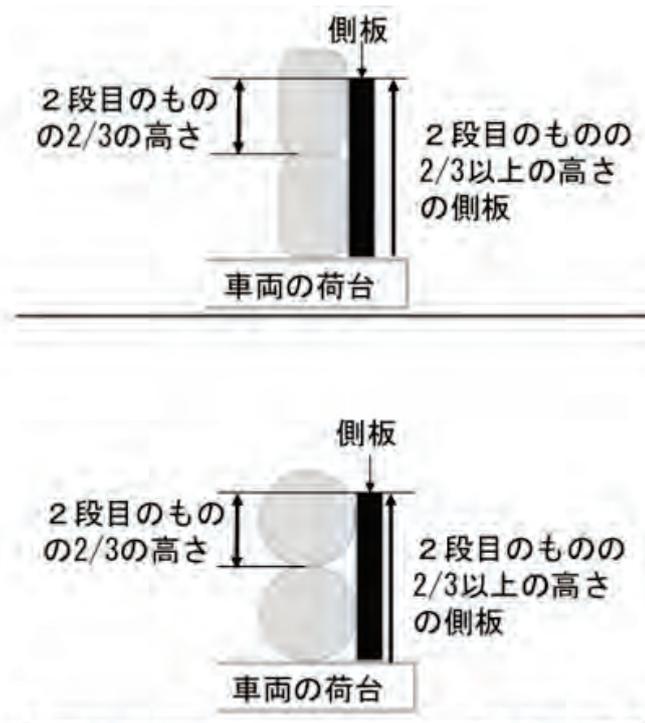


図 充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図 上：縦積み、下：横積み）

加えて、今回の改正では、新たに備考が追加され、次のような記載があります。

- ・走行ルートも考慮した発進時・走行時(特に旋回時)・停止時に生じる慣性力等に対して十分な対応をする。
- ・固縛・固定は、緩みが生じないよう確実にいき、急停止時に小型の充填容器等が抜けて飛び出すことがないように注意が必要。
- ・緩衝材を挿入する場合、緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、衝撃を吸収できないことのないよう確実にいく。

このように、今回の改正では大きな変更は無いものの、かなり具体的に記載されていますので、内容を十分に確認のうえ、適切に対応してください。

(2) 火気の明確化

「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)」(以下、「内規」という)の「高圧ガス保安法関係」の改正で、「第37条関係(火気等の制限)」が新設されました。

ここでは、「火気」の整理をしたうえで、スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」には該当しないことが明確化されました。これにより、タブレット等を、日常点検等、スマート保安に利用することができるようになりました。

なお、防爆構造を有していない電気設備については、引き続き、火気を取り扱う施設に該当しますが、内規の「一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」第6条関係4.で、防爆指針及びガイドに基づき非危険場所に分類された場所に設置する電気設備については、防爆構造を有しなくても、「火気を取り扱う施設」に該当しないことが記載されていますので、あわせて御確認ください。

(3) 特定設備検査合格証の交付及び返納に係る手続きの整理

内規の「高圧ガス保安法関係」の改正で、「第56条の4関係(特定設備検査合格証の交付)」、「第56条の6関係(特定設備検査合格証の返納)」が新設されました。

特定設備検査合格証を紛失した場合、再交付を受けなければならないものではなく、必要に応じて判断すればよいことが明確化されました。

また、特定設備を処分したとき、特定設備検査合格証を返納することが義務付けられていますが、紛失により返納できない場合、わざわざ再交付を受けて、それを返納する必要がないことも明確化されました。

令和5年度 三重県内の高圧ガス事故情報

令和5（2023）年度の三重県内での高圧ガス事故は、容器の盗難・喪失を除き、下表のとおり33件発生し、前年度から13件増加しました。また、事故による負傷者は2名発生しています。

【令和5年度発生事故一覧 令和5年4月1日～令和6年3月31日】

No	発生日	名称	人的被害	物的被害	事故発生原因
1	R5. 4. 7	冷凍機の液溜器配管からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
2	R5. 4. 20	冷凍機の液分離器配管からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
3	R5. 5. 5	冷凍機の配管のろう付け部からの炭酸ガス冷媒漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎施工管理不良
4	R5. 5. 6	冷凍機の締結部の誤開放による炭酸ガス冷媒漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎誤操作
5	R5. 5. 22	2種冷凍施設からのフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
6	R5. 6. 30	プロピレン冷凍機の熱交換器から油とプロピレン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
7	R5. 8. 21	アンモニア冷凍機の弁の破損によるアンモニア漏えい【冷凍則】	軽傷 1名	なし	◎腐食管理不良
8	R5. 9. 18	冷凍機の集中液抜器配管からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
9	R5. 9. 22	冷凍機の熱交換器からフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良
10	R5. 9. 29	石油精製施設ガス回収装置からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
11	R5. 10. 3	石油精製施設の高圧ガス配管からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎施工管理不良 ○腐食管理不良
12	R5. 10. 5	フロン冷凍機からフロンガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎検査管理不良
13	R5. 10. 6	石油精製施設の熱交換器からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎施工管理不良
14	R5. 10. 17	冷凍機の圧力計導圧配管からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良

15	R5. 10. 23	冷凍機のパテ補修箇所からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良 ○点検不良
16	R5. 10. 25	冷凍機器の締結箇所からアンモニア冷媒の漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎シール管理不良 ○点検不良
17	R5. 10. 26	ガス溶断機（消費機器）からの液化石油ガス漏えい火災【液石則】	軽傷 1名	なし	◎不良行為
18	R5. 10. 26	石油精製施設ガス回収装置からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎検査管理不良
19	R5. 11. 23	超臨界装置の液化器バルブ誤開放による炭酸ガスの漏えい【一般則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
20	R5. 12. 1	石油精製施設の保温配管からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎腐食管理不良
21	R5. 12. 8	石油精製施設の配管安全弁からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎その他
22	R5. 12. 8	高圧ガス加熱炉の配管からの可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎制作不良 ○施工管理不良
23	R5. 12. 8	高圧ガス製造施設の高温改質炉における火災【コンビ則】	なし	なし	◎その他 ○操作基準等の不備
24	R5. 12. 17	高圧ガス反応設備の下部ノズルから可燃性ガス漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎施工管理不良 ○点検不良
25	R5. 12. 29	石油精製施設の緊急停止に伴う水素溜め安全弁の作動【コンビ則】	なし	なし	◎点検不良
26	R6. 1. 5	バルブグランド部からアンモニア冷媒の漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎締結管理不良 ○点検不良
27	R6. 1. 17	特殊材料ガス充てん施設のバルブグランド部からジボラン漏えい【一般則】	なし	なし	◎その他
28	R6. 2. 22	LNG気化器からのLNG漏えい【一般則】	なし	なし	◎設計不良 ○操作基準等の不備
29	R6. 2. 24	アンモニア冷凍機の配管からアンモニアガス漏えい【冷凍則】	なし	なし	◎腐食管理不良 ○点検不良
30	R6. 3. 9	附属冷凍機におけるフロン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎シール管理不良
31	R6. 3. 16	水素圧縮機の安全弁の作動【コンビ則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
32	R6. 3. 19	附属冷凍機の圧力計の誤開放によるフロン漏えい【コンビ則】	なし	なし	◎誤操作、誤判断、認知確認ミス
33	R6. 3. 21	液化石油ガス製造施設におけるブタン漏えい【液石則】	なし	なし	◎腐食管理不良

令和5年度高圧ガス移動車両路上点検結果

令和5年度に三重県内11箇所において、高圧ガス移動車両の路上点検を行った結果は、次のとおりでした。なお、当該年度（令和5年度）から、11月以外の月にも路上点検が行われ、10箇所は11月に実施し、1箇所は2月に実施しました。

1 点検車両台数及び違反車両台数

点検車両台数					違反車両台数				
ローリー		ばら積み		計	ローリー		ばら積み		計
LP	一般	LP	一般		LP	一般	LP	一般	
5	4	8	5	22	0	0	5	2	7

2 違反事項別件数（のべ件数）

- ・ 応急用資材工具等の不備 5件
- ・ 書面の不携帯 4件
- ・ 消火器の未搭載 1件

※違反が認められた車両においては、違反事項の是正を指導しています。

路上点検の結果は、点検車両22台中、違反車両7台で、違反率が約32%と高い結果となり、違反車両はすべてばら積みでした。

高圧ガスをばら積みで運搬する事業者は、高圧ガスの運搬の危険性を再認識し、上記の違反等がないよう、より一層保安の確保と災害の防止に努めてください。

また、高圧ガスの運搬を依頼する荷主となる事業者、高圧ガスを容器に充てんを行っている事業者においても、高圧ガスを運搬する事業者に対し法令遵守するよう確認していただきますようお願いいたします。

2023年度第1回高圧ガス販売事業所講習会

高圧ガス販売講習会は、高圧ガスの販売業務にたずさわる高圧ガス販売主任者、保安責任者、管理者、従業員を対象に高圧ガス保安法や高圧ガスそのものの知識や扱いなどを学び直していただくための「場」を提供することをコンセプトとして、毎年、開催しているもので、その形式も、高圧ガスに係る充填施設や容器再検査施設などの施設見学や、高圧ガス関連の行政機関との意見交換、そして、今回のような講習会形式での学習など、ひとつの型にはめることなく、実施しています。

2023（令和5）年度第1回目の本講習会は、2024（令和6）年2月1日から、労働安全衛生規則の一部改正により、テールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業が特別教育の対象となることを受け、高圧ガスのボンベの運搬等に多用されつつあるテールゲートリフターの取扱いに関し、正しい知識と安全な作業を確保するために、当該規則の特別教育に該当するよう、以下の内容で開催しました。

日 時：2023年12月18日(月) 9:30~14:45

会 場：三重県トラック協会北部輸送サービスセンター
(三重県四日市市新正4丁目8-8)

受講者数：35名

受講対象者：テールゲートリフターの実務（使用）経験が6カ月以上の方

学科教育：

「テールゲートリフターに関する知識」（45分）

「テールゲートリフターによる作業に関する知識」（120分）

「関係法令」（30分）

講師：三重県高圧ガス溶材組合事務局長 小川 正彦

実技教育：「テールゲートリフターの操作の方法」（60分）

講師：新光酸商株式会社鈴鹿営業所 林 剛彦

名古屋酸素株式会社四日市営業所 高須 真吾



【挨拶する鈴木理事長】

冒頭に三重県高圧ガス溶材組合 鈴木哲弥理事長が挨拶を行い、学科講習へと進みました。

学科教育は、三重県高圧ガス溶材組合 小川正彦事務局長が講師となって行われました。まず「テールゲートリフターに関する知識」と題して、テールゲートリフターの種類及び構造、その取扱い方法の説明と、テールゲートリフターの点検及び整備の方法について、スライドとテキストを用いて説明がありました。

1) 垂直式
昇降板が「垂直」に上下します。

【特徴】
横方向の揺れを嫌う「ガスボンベ」等細く縦長の荷の昇降に適しています。
荷台床面より高い位置に昇降板を昇降させる設計が可能です。荷台フレームと一体化しており、「後付」が難しいです。



2-2 労働災害の特徴
① テールゲートリフター災害のタイプ

図. テールゲートリフター起因災害のタイプ

(平成22年・23年の休業4日以上労働災害データから無作為に約1/4を抽出したものを対象としています。)

昇降板との間にはさまれ	20.5%	65件
その他	14.5%	46件
作業者の転倒・転落・飛び降り	24.6%	78件
荷および作業者の転倒・転落・下敷き等	17.7%	56件
荷の転倒・転落による下敷き等	22.7%	72件

65%

ここからは、これまでに説明した内容を、災害のタイプ別に整理して学習していきます。繰り返しになりますが重要なことなので、よく理解して災害防止に努めてください。

【講演資料の一部】

つづいて「テールゲートリフターによる作業に関する知識」と題して、高圧ガスの容器であるボンベと、最近、多用されるようになった「ロールボックスパレット（通称「カゴ車」「カゴ台車」と呼ばれる）」を使用する場合を中心に、その種類、構造、取扱い方法や、ヘルメット、作業靴等の保護具の説明、そして個別の事故事例を紹介しながら労働災害の特徴について講義がありました。

転落対策に保護帽(最大積載量2トン以上は必須)をしましょう。
※墜落時保護用の保護帽を使用しましょう。

◎保護帽(産業用ヘルメット)には厚生労働大臣が定めた型式検定が義務付けられており、検定合格した保護帽の内側には以下のような「ラベル」が貼られています。

検定取得(更新)年月	→ 労(平20.4)検
検定番号	→ (1) XXXXX (2) XXXXX (3) XXXXX
製造業者名	→ 安全製造(株)
製造年月	→ 令和3年4月製造
区分等	→ (1) 黄・黄緑色 (2) 黒・黒緑色 (3) 黒・黒

墜落時保護用保護帽と一目でわかる表示をしましょう。

【講演資料の一部】



【小川講師講演風景】



【実技講習の様子】

実技教育では、ボンベ輸送に使用されているテールゲートリフター付きの実車を用いて、テールゲートリフターの構造や日常点検の方法、作業時の安全確認の方法と行ってはいけない事項(禁則事項)の確認、テールゲートリフターの展開、ボンベの積卸し、昇降方法、収納など、学科で学んだ内容を、実地で改めて学習しました。

この講習会が、参加された皆様の安全な作業に少しでもお役にたち、高圧ガス販売店の保安と安全の確保に繋がればと考えております。



【使用されたテキスト】

2023年度第2回高圧ガス販売事業所講習会

2023（令和5）年度は、12月18日開催の第1回に引き続き、2月14日に第2回目を開催しました。第2回目は、三重県高圧ガス溶材組合が参加している東海高圧ガス溶材組合連合会（東高連）が加入する一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会（全溶連）が「第80回全溶連大会（2023九州大会）」でSDGs宣言を行ったことを受け、組合に加盟する販売事業所が、今後、この取り組みに参画していくためのキックオフイベントとしての意味合いを持つもので、第80回全溶連大会でSDGs宣言を行った全溶連の石川副会長（東高連会長）が参加するなかでの開催となりました。

日時：2024年2月14日(水) 14:45～16:30

会場：四日市市総合会館 第5会議室

（三重県四日市市諏訪町2番2号）

参加者数：20名

講演内容：講演①「SDGsの目標とその活動について」

講演者：三重県政策企画部企画課係長 久保 誠 氏

講演②「全溶連のSDGs宣言と会員の活動について」

講演者：東海高圧ガス溶材組合連合会副会長 松原 吉成 氏

（株式会社松原商店 代表取締役）



【挨拶する鈴木理事長】

冒頭に三重県高圧ガス溶材組合 鈴木哲弥理事長が挨拶を行い、講演へと進みました。

講演は、まずSDGs全般について、三重県でSDGs推進を担当している三重県政策企画部の久保誠係長から「SDGsの目標とその活動について」と題して講演をいただきました。



【久保様講演風景】



【講習会の様子】

講演では、まずSDGsとは、持続可能な社会とは、そしてSDGsの17の目標の説明があり、その後、個人でできるSDGsについて具体例を示しながらお話をいただきました。

【紹介された個人でできるSDGsの取組の例】

- ・節電・節水を心掛ける  ・フードロスを減らす 
- ・マイバックやマイボトルを活用する  
- ・再利用・リサイクルを行う。リサイクル製品等を選択する   

最後にSDGsの視点から三重県の施策についても紹介がありました。

つづいて、今回特に参加いただきました全溶連で経済委員会と保安委員会を管掌し、SDGsを担当する石川副会長から、全溶連でのSDGsについての挨拶がありました。続いて、東高連副会長でSDGsを所管する経済委員会の松原吉成委員長から、「全溶連のSDGs宣言と会員の活動について」と題して、講演をいただきました。



【挨拶する石川副会長】

講演では、全溶連が行ったSDGs宣言の各目標について、全溶連が定めた目標の意味、その方向性と具体的な達成目標等について説明をいただきました。最後に、「全溶連SDGs活動について」のDVD上映を行いました。



【松原様講演風景】



こうした分析に基づき、全溶連の取り組むべきSDGs宣言を策定しました。全溶連につながるすべてのメンバーは、高圧ガスの恩恵を享受する産業界のベストパートナーとして、高圧ガスを安全に提供できるシステムを社会に提供していきます。

— 高圧ガスやその容器が、テロや犯罪の道具として悪用されないようつとめるとともに、食料市場に混乱を来す、鳥インフルエンザや豚熱などの感染拡大を阻止するため、緊急に必要となるガスの安定供給システムを提案、みんなが不安なく暮らせる社会を作ります。

— 異常気象から多発しがちな水害による容器の流出対策をとり、一方指定薬物に指定されるなど、乱用薬物代わりに吸引されるガスや、吸入ガス誤用の抑止に努めて、内外にサステナビリティ意識の醸成を目指します。

【講演資料の一部】

最後に、全溶連が第80回全溶連大会（2023九州大会）で行ったSDGs宣言を紹介します。高圧ガスに関わる皆様の参考になれば幸いです。

（三重県高圧ガス溶材組合 鈴木記）

一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会

SDGs宣言

全溶連会員が高圧ガス及び関連機器の自主保安の徹底を期し、公共の安全、保安教育を目標として、持続可能な社会の実践に向け、SDGsの達成に貢献してまいります。

目標2 飢餓をゼロに



2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

「鶏肉や鶏卵および豚肉価格の極端な変動に歯止めをかけるため、各市場の適正な機能を確保するための感染症対応に必要な炭酸ガスを安定供給するシステムを提供する。」

目標3 すべての人に健康と福祉を



3.5 2030年までに、エイズ、結核、マラリアおよび顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症およびその他の感染症に対処する。

「人への感染例がある動物感染症に対処するため、炭酸ガスの安定供給を行なうシステムを提供する。」

3.5 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。

「薬物乱用を防止するため、笑気ガス(指定薬物)の管理を強化、可燃性ガス吸入の危険性について警告し、吸入ガスの誤用を注意喚起する」

目標4 質の高い教育をみんなに



4.1 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、安価で質の高い技術教育、職業教育および大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

「安価な保安資料を再編発行する」、「保安資料素材を募集・これによって作成された作品がインターネット上に投稿されることですべての人々から平等なアクセスを確保する」

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

「若年層向けの学校教育でも利用可能な、高圧ガスの危険性を正しく、しかもやさしく伝えるようなネットコンテンツを準備し、子供でもアクセスできるようにする。」

目標5 ジェンダー平等を実現しよう



5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。

「幹部組織に女性パワーを登用、平等なリーダーシップの機会を確保する」

目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国および小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

「水素エネルギーについて、保安資料に情報を増やし、インフラ拡大と技術向上を行なう」

目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう



9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

「クリーン技術および環境に配慮した水素エネルギーへの、切り替え準備などインフラ改良を行なう」



目標 11 住み続けられるまちづくりを



11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

「交通の安全性改善をはかるため、運送中の高圧ガス事故の低減、ルールの徹底で、高圧ガスの危害に脅かされない、安全な交通社会を提供する」

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

「自然遺産的エリアから危険な不法投棄高圧ガスを排除し、保護・保全の努力を強化する」

11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

「大気の状態保全のため、容器の回収による環境有害ガスの大気放出を根絶、フロンガスの回収や処理へ貢献し、環境上の悪影響を軽減する」

11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

「公共スペースから危険な不法投棄高圧ガスの排除、回収システムを広報することで、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する」

目標 12 つくる責任つかう責任



12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

「廃棄物の発生防止、削減のため、容器貸与契約によって不法投棄される廃棄容器を大幅に削減する」

目標 13 気候変動に具体的な対策を



13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

「気候変動の影響軽減のため、容器流出対策を拡大、早期警戒するための教育資料を改善する」

目標 16 平和と公正をすべての人に



16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

「自爆テロ等で武器となる可能性のある容器の盗難紛失の絶無とすることで、同行為を大幅に減少させる」

16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

「違法な資金の源となっている、違法ヤードへの直接的ガス供与をシャットアウトするための顧客管理徹底を通じ、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」

目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう

マルチステークホルダー・パートナーシップ



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

「隣接行政などの地域ルールの把握。その遵守による（越境業者等の）コンプライアンス確保を通じるなど、全国で得られるさまざまな知見から、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」

高圧ガス販売事業所消費事業所保安講習会

2024年4月1日から、労働安全衛生法の改正政令・施行規則が施行され、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場（一般消費者向けを除く）では、事業場の規模に関わらず、事業者は「化学物質管理者」を選任し、化学物質の管理を行わせることが義務付けられました。リスクアセスメント対象物に、高圧ガスでは4月1日時点で、塩素、塩化水素、一酸化炭素、笑気ガス（亜酸化窒素）、二酸化窒素、二酸化硫黄、硫化水素、ブタン、アセトン（アセチレン溶解液）等が、さらに2026年度にはアセチレン、酸素、二酸化炭素、水素、窒素、ヘリウム、アルゴン、メタン、エタン、プロパン等が含まれることになるため、協会・組合では、会員・組合員の事業所と組合の販売先である消費事業所を対象に、新たに「化学物質管理者」になる方、なった方を対象とした講習会を企画し、高圧ガス販売事業所消費事業所保安講習会として開催しました。

本講習会は、厚生労働省が定めた「リスクアセスメント対象物製造以外の事業場向け化学物質管理者講習（準講習）」に該当するよう、以下の内容で開催されました。

日 時：2024年6月12日（水）9:15～16:15

会 場：四日市市文化会館 第3ホール

（三重県四日市市安島2丁目5-3）

受講者数：67名

受講対象者：「リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者講習」の受講が必要な化学物質管理者の方以外の方

講義内容：

「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」（90分）

「化学物質の危険性又は有害性等の調査」（120分）

「化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等」（90分）

「化学物質を原因とする災害の発生時の対応」（30分）

「関係法令」（30分）

講師：三重県高圧ガス溶材組合事務局長 小川 正彦

冒頭に三重県高圧ガス溶材組合 玉木義裕副理事長が挨拶を行い、すぐに講習へと進みました。講義は、三重県高圧ガス溶材組合 小川正彦事務局長が講師となって行われました。

内容が法令の改正によること、多岐にわたり相互に関連することから、まず「関係法令」と「化学物質管理者」の説明から講習が始まりました。

その後、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」の



【挨拶する玉木副理事長】



【講習会風景】

内容を中心に危険性・有害性に関する情報伝達方法や、化学物質の危険性・有害性と「安全性データシート（SDS）」

の内容を中心に表示の仕方、職場の見回りや教育、大きく様変わりする測定方法など、化学物質管理者となって、まず最初を知るべき内容についての説明が午前中にありました。

自律的な管理のための実施体制の確立

化学物質管理者の選任義務

事業場においては、労働者との化学物質の危険性・有害性に関する情報共有を基盤として、リスクアセスメントを促進するシステムが必要であり、これを担当する化学物質管理者を選任する必要がある。

保護具着用管理責任者の選任義務

労働者のばく露防止措置の方法として、保護具の使用を選択する場合は、呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理（保管、交換等）等を行う責任者として、保護具着用管理責任者を選任する必要がある。

雇入れ時・作業内容変更時、職長教育の義務対象業種の拡大

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育が全業種に拡大される。また職長教育が食品製造業及び印刷業等に拡大される。

テキストp14-15

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場（安衛則第12条の5第1項）

化学物質管理者の職務

リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う事業場の化学物質管理者の職務は、大きく分けて以下の2つがあります。

- **自社製品の製造・提供先への危険有害性の情報伝達に関する職務**
 - ① ラベル表示及び安全データシート（SDS）交付に関すること
- **自社の労働者の安全衛生確保に関する職務**
 - ② リスクアセスメントの実施に関すること
 - ③ リスクアセスメント結果に基づきばく露防止措置の内容及び実施に関すること
 - ④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
 - ⑤ リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
 - ⑥ リスクアセスメントの結果に基づきばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録・保存並びに労働者への周知に関すること
 - ⑦ 労働者への周知、教育に関すること

テキストp6-6

数値モデルによる方法

数値モデルには、CREATE-SIMPLEや欧州ECETOC TRA などがある。CREATE-SIMPLEでは、対象物質の作業条件からばく露濃度を推定し、これをばく露限界値又はGHS分類区分情報から得られる管理目標濃度を比較することでリスクの見積りを行っている。

テキストp96

吸入ばく露によるリスクの評価

吸入ばく露の場合、ばく露の程度とばく露限界値を比較することでリスクを判定する。ばく露量がばく露限界値を超えていなければリスクは高くないと考える。ばく露量がばく露限界値を超えていなければリスクは高くないと考える。

テキストp84

分類	説明
リスクアセスメント対象物質	<ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメント指針に準拠してリスクアセスメントを実施することが求められるが、リスクの見積りについては複数の方法が提示されており、上述の原則を考慮した事業者が適切に考える方法を選択
濃度基準値が設定されている物質	<ul style="list-style-type: none"> 個々の労働者のばく露を濃度基準値以下としなければならぬ。 〔化学物質による健康被害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針〕（技術上の指針）の記載にしたがった対応が求められる。
かつ 濃度基準値が設定されていない物質	<ul style="list-style-type: none"> 個々の労働者のばく露をばく露感度以下としなければならぬ。 濃度基準値の設定がない場合も、各種機関からばく露限界値が提示されている場合があるため参考になる。
特別規則の対象物質	<ul style="list-style-type: none"> 特別規則で定められた措置が詳細に定められているので、これらが適切に実施されているかどうかを確認することでリスクアセスメントが実施できる。 作業環境測定の結果から管理濃度を基準に判定した管理区分でリスクの程度を判断できる。

【講演資料の一部】

午後からは、化学物質の危険性、有害性のリスクアセスメントとリスクの低減対策の考え方と具体的資材の話、最後にその災害事例と盛りだくさんの内容が紹介、説明されました。

この講習会が、参加された皆様の法令の遵守に少しでもお役にたち、高圧ガス販売事業所と消費事業所の保安と安全の確保に繋がればと考えております。



【使用されたテキスト】

コンプライアンスシリーズ No.26

いわゆる認定品について

今回は、いわゆる認定品について考えたいと思います。軽微変更届等で活躍する認定品ですが、そもそも認定品って、何でしょうか？法的根拠はどうなっているのでしょうか？

ここでは、一般則を例に、整理したいと思います。なお、認定事業者等は、該当しない部分があります。

<用語>

法・・・・・・・・・・高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）

一般則・・・・・・・・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日 通商産業省令第53号）

1. 認定品で取り換える変更工事の扱いについて

第一種製造者が、高圧ガス製造設備の一部（例えば弁）を、いわゆる認定品で取り換える変更工事を行った場合、軽微な変更の工事に該当しますが、法的には次のように整理できます。

一般則

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

ここで、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（20180323 保局第13号 平成30年3月30日。令和5年12月21日改正）（以下、「軽微変更取り扱い通達」という。）に記載があります。

1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について

(1) 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成30年3月30日付20180323 保局第12号）（以下「第12号通達」という。）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたものをいう。

このように、認定試験者試験等成績書（以下、「成績書」という。）の添付は必須条件となっています。

また、続く（２）、（３）で、高圧ガス保安協会（以下、「協会」という。）等が行った試験に合格したものや、委託検査受検についても「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当することが記載されています。

以上から、高圧ガス設備を、いわゆる認定品で取り換える変更工事を行った場合、成績書が添付されたものは、一般則第１５条第１項第１号により、軽微な変更の工事に該当します。ただし、設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合は要注意です。

軽微変更取り扱い通達の８．で、そのような場合は、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする、と明記されています。

それ以外の場合、例えば認定試験者ではない者が現場で溶接加工した場合は、軽微な変更の工事に該当しないので、ご注意ください。

なお、条文にあるように、認定品への取替えが、軽微な変更の工事に該当します。認定品から認定品への取替えだけでなく、非認定品から認定品への取替えも軽微な変更の工事に該当します。

ここで、「取替え」とは、どこまでが認められるのでしょうか？どこまでが「取替え」で、どこからが「変更」となるのでしょうか？例えば弁の取替えの場合、三重県では、認定品であれば、弁のタイプが異なっても、保安面が確保できているのであれば、認定品の取替えとして認めています。

また、認定品は、軽微な変更の工事以外でも活用できます。第１２号通達の「Ⅱ 認定試験者の行った試験等の完成検査及び保安検査における取扱い」２．で、都道府県知事等は、成績書等により、認定試験者等が行った試験等に合格した機器であることを確認したときは、当該機器に関する完成検査において試験等を現に行うことを要しない、とあります。よって、完成検査では、認定品に限り、成績書で確認することで気密試験等をしなくて良いこととなります。

２．認定品の製造について

では、認定品は、誰が作っているのでしょうか？

認定品とは、先ほど確認したように、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」です。さらに確認すると、第１２号通達の「Ⅰ 認定試験者の定義」によると、製造事業所において一般則に規定する高圧ガス設備を製造し、耐圧試験、気密試験及び強度の確認を行うことが適切であると経済産業大臣が認定した者を「認定試験者」というとあります。認定試験者は、認定を受けた範囲内の機器について、設計、製造並びに試験及び検査を行い、試験及び検査に合格したときは、成績書を発行できます。

我々は、このようにして成績書を発行された機器を、認定品として取り扱っています。

また、認定の機器の種類は、概ね、次のようになっています。

貯槽、熱交換器、蒸発器、凝縮器、その他の圧力容器類（蓄圧器、油分離器、ドレンセパレータ等）、圧縮機、ポンプ、その他の回転機械類（膨張機、膨張タービン等）、管類、弁類、継手類、その他の附属機器類（液面計、流量計、ストレーナ等）、複合機器（法第56条の3に規定する特定設備を除く。）

3. 認定品の有効期限について

認定品には、有効期限があります。多くの認定品は3年間ですが、まれに1年間というケースもあります。成績書の「検査の種類」欄を確認し、「完成検査」と記載されているものは3年間、「保安検査」と記載されているものは1年間の有効期限です。

有効期限切れにご注意ください。

詳しく見ていくと、第12号通達Ⅱ1. で、認定試験者が行った試験等は、完成検査にあっては3年以内に行ったもの、保安検査にあっては1年以内に行ったものに限る、とあり、これが有効期限の説明となります。また、有効期限の起算日は、成績書の「試験等実施年月日」です。

「高圧ガス設備製造事業所の大臣認定試験者に係る認定手続きマニュアル（8訂版）」（高圧ガス保安協会発行。以下、「認定手続きマニュアル」という。）を確認すると、成績書の「検査の種類」欄は、「完成検査」又は「保安検査」を記載することとなっており、その別は次のとおりとなっています。

①完成検査

- ・新たに製造した認定品
- ・新たに製造した認定品が、未使用のまま成績書の有効期間を過ぎた場合であって、当該認定試験者において再度、耐圧、気密試験及び肉厚の確認を実施したもの。

②保安検査

- ・製造後に設置先で使用された認定品であって、使用された認定品を点検・整備後、耐圧、気密試験及び肉厚の確認を行ったもの

このように、認定品にも完成検査、保安検査があり、その別によって有効期限が異なります。認定品の保安検査については、例えば、使用している安全弁を検査に出す際に、認定試験者に成績書を発行してもらい、認定品として再度設置するなどのケースがあるようです。

なお、ここでいう有効期限とは、認定品としての有効期限です。この有効期限を過ぎた場合、認定品としては使用できませんが、非認定品としては使用できます。この場合、材料証明や耐圧試験結果等は成績書を参考にできる場合がありますので、有効期限切れ認定品を非認定品として使用したい場合は、個別にご相談ください。

4. 認定試験者試験等成績書の記載項目について

高圧ガス設備の変更の工事で認定品を使用して高圧ガス製造施設軽微変更届書を提出するなどの場合、成績書を添付する必要があります。

成績書には、どのようなことが記載されているのでしょうか。ここでは、主だった項目について説明します。

(1) 機器番号

機器番号の欄は、認定試験者が自ら定めたトレーサビリティが可能な番号を記載することとなっています。現場で認定品を確認する場合、認定品に刻印等された機器番号と、成績書の機器番号とが同一であることを確認しています。事業所の皆様も、自らが使用する認定品の機器番号に間違いがないか、確認してください。

ちなみに、完成検査で我々が認定品の機器番号を確認する際、事業所側が認定品のどこに機器番号が刻印されているか把握されていないケースがあります。ということは、事前に機器番号を確認していないというケースがあるということであり、非常に残念な思いをすることがあります。皆様は、大丈夫ですよ？

なお、成績書には他に、「認定番号」、「成績書番号」の欄があります。認定番号の欄は、事業所番号、機器の種類を記載することになっています。また、成績書番号の欄は、認定試験者が自ら定めた成績書番号の採番方法に基づき採番した番号を記載することとなっています。いずれもトレーサビリティを目的とした欄ではないので、認定品の確認という意味では、機器番号の欄を確認するのが本来です。

(2) 検査の種類

検査の種類欄は、「完成検査」又は「保安検査」の別を記載することとなっています。詳細は、前述のとおりです。

(3) 機器仕様

機器仕様の欄は、設計圧力、設計温度、規定最小肉厚、口径等が記載されています。また、蒸発器の場合は蒸発量、ポンプの場合は吐出量が記載されるなど、機器の種類に応じて記載内容が変わってきます。

なお、設計圧力について、弁類のなかには「VPN-○」と記載されるものがあります。これについては後述します。

(4) 年月日

成績書を確認すると、「製造年月日」、「試験等実施年月日」の欄のほか、成績書の日付があり、3つの日付が記載されています。

なお、認定品の有効期限の起算日は、「3. 認定品の期限について」で説明しましたように、「試験等実施年月日」です。「試験等実施年月日」の欄は、気密試験の最終実施年月日を記載することとなっています。

(5) 材質

材質の欄は、耐圧部の主要部材名について、JIS材料記号、ASME材料規格番号を記載することとなっています。

(6) 備考

備考の欄では、「高圧ガスの種類」等が記載されています。

「高圧ガスの種類」は、次のうち該当するものを記載することになっています。

- ・ 毒性ガス
- ・ 可燃性ガス
- ・ 特殊高圧ガス
- ・ 毒性ガス、可燃性ガス又は特殊高圧ガス以外のガス（「毒・燃・特殊以外のガス」と記載してもよい）

以前、軽微変更届で、使用する部位の流体が可燃性ガスであるにもかかわらず、「毒性ガス、可燃性ガス又は特殊高圧ガス以外のガス」と記載された成績書が添付されていたことがありましたが、適切とは言えませんので、この欄もしっかりと確認をお願いします。

備考の欄は、他にも、高圧ガスの名称や、いわゆる4倍加圧試験、気体による耐圧試験の実施等について記載されたりします。

5. VPNとは？

前述のように、成績書の「機器仕様」中、設計圧力欄に、「VPN-〇」という記載があり、具体的な数値が記載されていない場合があります。VPNに関しては、第12号通達の「(別添1) 弁類に係るVPNによる認定規程」に説明があります。

VPNとは、Valve Pressure Rating Numberの略称であり、各材料ごとの仕様区分、使用温度、最高使用圧力の組合せを別表として掲げられています。

これらは、所定の設計、製造された弁類（標準化弁類）に適用されます。

このように、標準化弁類（VPNと記載された認定品）は所定のルールのもとで製造されたものですが、別表と見比べないと、仕様を満たしているのか、よく分かりません。申請等の手続き等において標準化弁類を使用する場合は、説明を求める場合があります。

以前、説明を求めたところ、仕様を満たしていなかった（弁の最高使用圧力が、常用圧力を下回っていた）ということがありましたので、十分に確認をお願いします。

今回は、いわゆる認定品について考えてみました。

認定品を利用されている事業所も多いと思いますが、そもそも認定品とはどのようなものか、その法的根拠をまとめてみました。

まれとはいえ、認定品でも、成績書の設計圧力が常用圧力を下回っていた等のコンプライアンス違反が発生していますので、「認定品だから大丈夫」と油断なならず、使用しようとしている認定品が、自らの高圧ガス設備に適合しているか、しっかりとご確認のうえ、取り扱うようにしてください。

(コンビナート部門)

「我が社の保安全管理」

三菱ケミカル株式会社東海事業所
四日市市東邦町1番地

1. 三菱ケミカル株式会社の概要

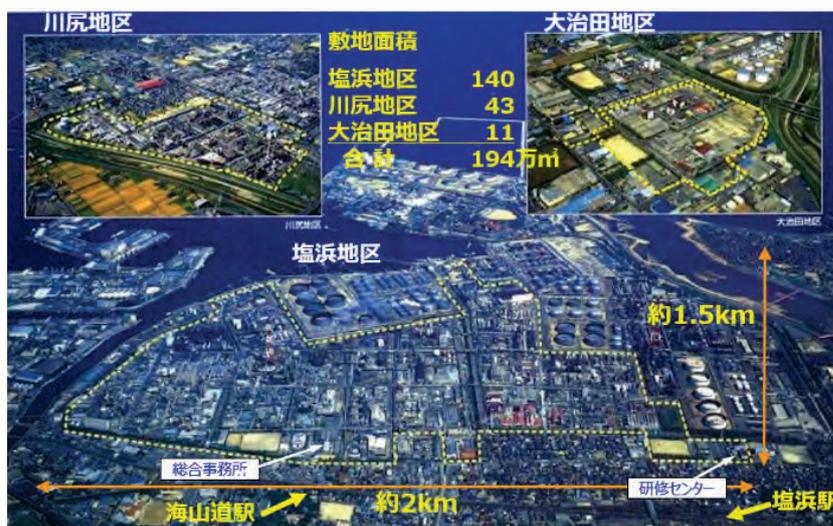
当社は、1934年設立の日本エタノール工業（株）に淵源を發する三菱化成（株）と1956年設立の三菱油化（株）の両社が1994年に合併し、三菱化学（株）となり、その後、三菱レイヨン（株）、三菱樹脂（株）、三菱化学（株）の3社が統合し、2017年、三菱ケミカル（株）となりました。事業分野は、化成品をはじめ、機能化学品、炭素素材、情報・電子・電池材料、食品機能材などを扱い、総合化学メーカーとして事業を展開してきました。



【三重地域塩浜地区プラント】

2. 東海事業所（三重地域）の概要

当事業所は、四日市コンビナートで最も古い第一コンビナートに立地し、1952年、四日市で操業を開始し、現在は塩浜、川尻及び大治田の3地区で操業を続けています。以前の製品群は大規模な石油化学が中心でしたが、2001年のエチレンプラントの停止以降、中規模の石油化学と多種多様な機能商品を主力とする事業所へ徐々に変貌を遂げてきました。現在生産している主な製品は、アクリル酸、1,4ブタンジオール、ポリエステル樹脂等の石油化学製品、カーボンブラック、合成ゴム等の炭素関連製品、エポキシ樹脂、ケミカルトナー等の機能化学製品、食品分野となるシュガーエステル等となっています。



【東海事業所（三重地域）全景】

2023年10月1日、Forging the future 実現に向け、サプライチェーンマネジメント（SCM）における課題解決を図るべく、旧愛知事業所と旧三重事業所がエ

リア統合し、現在は東海事業所（三重地域）として生産活動を行っています。

3. 保安・防災への取り組み

当事業所では、「安全は企業存立の基盤をなすものであり、安全の確保は、企業の社会的責任である」という三菱ケミカル「環境安全理念」のもと、社会から「信頼」され、「競争力」を有するやりがい・働きがいのある事業所を目指して、事業所RC方針、RC推進要綱を策定し、保安防災活動を推進しています。具体的な取り組み事例を一部、紹介します。

(1) 事業所防災訓練

当事業所では、「自衛防災規程」に従い、緊急事態に備え、定期的に、事業所防災訓練を実施し、緊急時対応能力の向上を図っています。訓練は、他社の重大事故事例での教訓や東日本大震災での教訓を踏まえた想定を織り込み、実践的な訓練となるように内容の改善に努めています。併せて、四日市市消防本部の立会いで、訓練の内容及び活動の技術について検証いただき、今後の課題や改善点について指導を受けています。



【事業所防災訓練風景】

(2) 再発防止・未然防止への取り組み

過去に発生させた事故トラブルを再発させないため、過去の事故トラブル時に決めた対策の再評価や繰り返し教育を実施しています。事故トラブルの情報についてはデータベースにて事業所内で共有できる仕組みを構築し活用しています。

また、未然防止の取り組みとして、リスクアセスメントの徹底や社内外の事故情報の収集・活用することで、リスクを低減しています。

(3) 人材育成

保安安全の確保には、組織としての取り組みと併せ、個人の保安安全に対する「意識」も重要と考え、安全活動全般でプロとしての意識改革を進めています。また、事業所共通事項として、保安事故事例や保安に関する法令の基礎教育、法改正時はタイムリーに改正内容の教育を行うなど、コンプライアンスの徹底を図っています。更に、各職場では、現場基礎知識の教育（いろは教育）とトラブル事例教育で、基礎的な行動、作業方法、知識を身につけ現場作業へ反映し、事故トラブルの防止に努めています。

(4) 定期修理TOPパトロール

定期修理は、決められた期間ごとにプラントを停止し、機器を開放して点検整備を実施する非定常作業であり、事故や労働災害の発生リスクが高まる作業です。そのため、定期修理期間中は、事業所長をはじめとした事業所幹部による定期修理パトロールを実施し、基本行動や安全ルール、安全管理などの順守状況を確認して改善事項を指導するなど、労働災害防止に努めています。



4. おわりに

今後も『一人ひとりカケガエノナイひと』の基本理念のもと、「相互啓発型」安全文化の構築を目標に、「人・組織の強化」、「安全基盤の強化」を図り、安全第一の徹底と継続により安全安定操業を達成し、従業員が安心して働ける環境と地域・社会から信頼される事業所の実現を目指して、保安防災活動に引き続き取り組んでまいります。

(製造・消費部門)

「我が社の保安全管理」

株式会社 トーカイ
四日市市大井の川町3番28号

1. 会社紹介

弊社は1960年4月、新生電気として電気工事及び火災報知器、冷暖房設備施工を主体として四日市市で創業し、その後、石油精製、石油化学プラント、火力、原子力発電所等の計装工事部門と消火設備工事部門を立上げ、施工および保守点検を主業として参りました。1973年に法人化と共に社名を現在の株式会社トーカイと改称し、現在の四日市市大井の川町へ住所を移転し現在に至ります。



【本社工屋】

三重県高圧ガス安全協会への加入は1982年に試験用高圧コンプレッサー（40MPa）を設置し高圧ガス製造施設（圧縮空気製造施設）として認定を受けて以来の繋がりとなります。

2. 業務内容

現在、弊社は機械器具設置の全般や管工事、鋼構造物工事、消防施設工事、電気工事を手掛けており、圧縮空気製造施設としては機械メンテナンス業として各種バルブや安全弁整備後の試験や、ボイラー・第一種圧力容器等の定期保安検査時に必要な高圧安全弁の整備、試験など、当社の主要技能の位置づけとなっております。

安全弁は圧力容器の事故防止に関わる大切な機器であり、確実な作動をさせる為に整備は細心の注意と厳しい判定技術を必要とします。お客様や市場からの信頼と信用に繋がる技能であり、機械設備会社としての工程能力を問われる基幹業務となっております。

3. 保安全管理

弊社では、機械部門、工事部門と部門別に分かれており、技術資格と施工管理資格等が必要になりますが、各部門の社員全員に必要な資格取得を推奨し、全面的に会社がバックアップをしています。又、国家資格等の取得も推奨しており、ボイラー整備士、高圧ガス丙種化学特別、施工管理技士も若手社員に積極的に受験機会を与えています。

社内教育では月に1回全社員を対象に講習テーマを決めて有資格者が講師となり講習を実施しています。社内訓練としては、夏場は『(株)トーカイ安全大会』を開催し地震・津波の発生時の避難訓練、高圧ガス保安係員による避難経路の周知と再確認、津波・火災発生時の対応処置がそれぞれの社員が的確な行動がとれるように講習を開催しています。



また、毎年消防訓練を実施し、外部講師を招き火災発生時の消火器の操作実技や工場内に設置の消火栓の取扱い方法を全社員に実演させるなどして周知徹底を図っております。

ヒヤリ・ハットは全社員から年2回定期的に収集して改善の提案、対策の実施を行い重大事故防止に努めています。

【消火器使用訓練】

若手社員を中心とした自律型のプロジェクト活動組織が組成され、その副次効果として工場美化を目指した現場パトロールや、社内の改善提案やヒヤリ・ハット対策、措置の検証、確認が現在、若手社員主体で進められています。

【パッケージ消火器 使用方法 についての説明】

4. おわりに

昨年、弊社はおかげ様で会社創立50周年、創業63周年を迎えました。その間、一般作業事故はもとより作業所認定をいただいております高圧ガスの保安管理面におきましても噴出・漏洩などの事故やトラブルの発生はございません。これも一重に貴協会をはじめ会員企業各社様からのご指導、情報共有の賜物と感謝申し上げます。

また、前述のプロジェクト活動にて若手社員からの工場改善活動の意識が萌芽し、現場点検や工場内5S活動の胎動と共に、昨年の高圧ガス三種化学特別試験に最年少の社員が合格し、少なからず若手社員の中に動揺と共感が生まれ、本年度の受験希望を表明する者も出て来ており、この気運を社として持続して参りたいと思います。



山歩きのすすめ

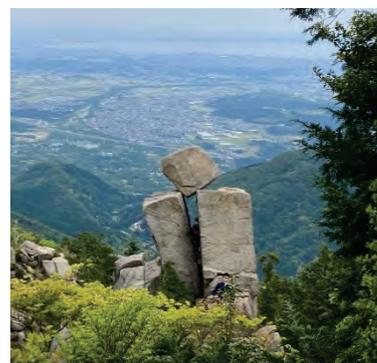
この度、このコーナーに寄稿する機会を得ましたので自分の趣味についてお話ししたいと思います。もともとインドアの趣味が多いのですが、その内容はこの協会誌にあまりふさわしくないのでは（笑）今回は2年前から始めた山歩きについて紹介したいと思います。

実は私は3年前に大きな病気にかかっている事が分かり、治療のために手術をしたのですが、その影響で体力が極端に落ちてしまいました。最初は長い距離を歩く事でリハビリをしていたのですがそれだけでは飽きて来てしまうので、何か良い方法は無いか同僚に相談したところ御在所の登山を勧められました。

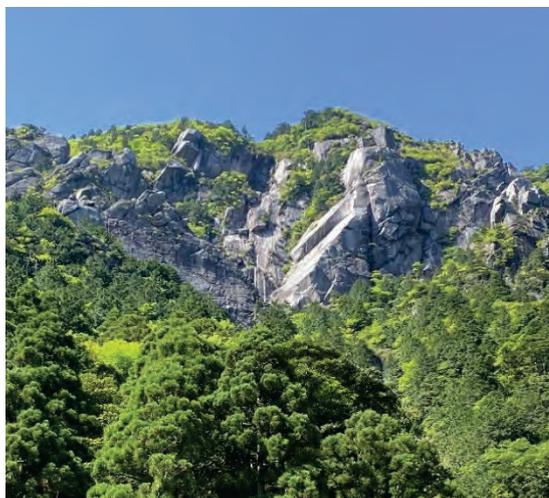
初めて御在所に登ったのが2022年の5月、中登山道を往復しもうへトヘトになりましたが、その自然（若葉の匂い、せせらぎの音、小鳥の鳴き声など）が自分を癒してくれたことを記憶しています。勿論、眼下に広がる風景は壮観で感動しました。

その後は、今年の5月現在で合計40回以上も登山することになりました（笑）。冬場はほとんど登りませんが、単純平均すると毎月約2回登っていることになります。人にそのことを話すと「それはもうリハビリの域を超えているだろ！」と良く言われます。そこで、僕がそこまではまった御在所の魅力を2つほどご紹介したいと思います。

魅力の一つは高さが丁度よいことです。世界一登山客が多い低山で有名な東京の高尾山は単身赴任時に何度も登りましたが高さは600m程しかなく少し物足りなく感じていました。御在所は1212mの高さで、片道2時間弱で登ることができ、その負荷が自分には丁度よいのです。僕の好きなコースは中登山道を登り、裏登山道で降りるというコースです。中登山道の岩場のアンジュレーションは素人を飽きさせることなく、適度な緊張感を持って楽しむことができます。また、御在所岳は花崗岩質が多く、いろいろな形の巨岩・奇岩<写真1>が多く見られます。裏登山道では、谷を流れるせせらぎの音を身近に感じながら、ロッククライマーが挑戦する絶壁の岩場を眺めることも出来ます。<写真2>

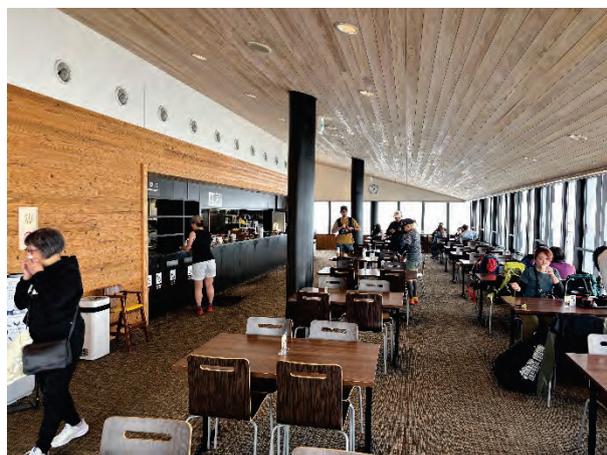


<写真1>
落ちそうで落ちない地藏岩



<写真2>ロッククライマー御用達の藤内壁

二つ目は場所がとても身近であることです。四日市市内の家から車で約25分で登山口まで到着しますし、片道2時間弱、山頂での休憩を入れても登山口に5時間程度で戻ってくることができます。服装も冬場を除けば普段着で構いませんしとても手軽です。(足首保護のため、登山靴だけは履くことをお勧めします) 山頂には洒落たレストラン<写真3>があり、そこでの食事とても魅力的です。<写真4>

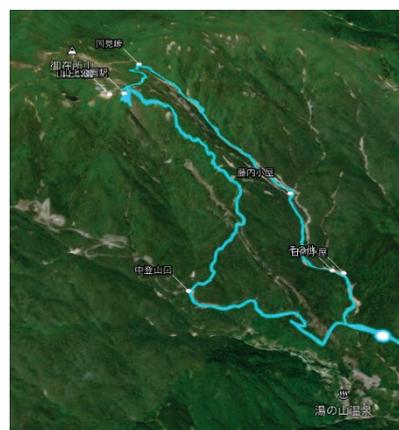


<写真3>三重県で一番高所のレストラン



<写真4>絶品！定番のカレーうどん

加えて自分を後押ししたのは登山を安心して楽しめるITツールの進歩です。スマホの登山GPS地図アプリにYAMAPというサービスがありますが、これは携帯電話の電波がつかない山の中でも、「今どこにいるのか」を正確に把握ことができ、僕のような方向音痴の人間でも道に迷うことはなく安心です。また登山を愛するいろんな人と繋がることも可能です。<写真5、6>



<写真5、6>アプリによる登山の軌跡

以上の様にリハビリから始めた山歩きですが、今や自分の欠かせない習慣になってしまいました。今後の目標はまずは御在所登山50回を今年中にクリアしたいと思ってます。鈴鹿山脈にはセブンマウンテンと呼ばれている山々があり御在所はそのひとつですが、他の山々にも機会があれば挑戦したいと思います。因みに日本アルプスなど本格的な登山には全く興味がありません(笑)。

折りしも今年の4月29日に御在所ロープウェイは65周年を迎えたそうです。山歩きが嫌いな方はロープウェイを利用して登ることも可能です。皆さんもこの身近にある山々に訪れてみてはいかがでしょうか。

これからの協会・組合事業のお知らせ

●高圧ガス消費事業所保安講習会（47～48 頁参照）

日時：2024 年 9 月 10 日（火）13 時～16 時 30 分（受付 12 時 30 分から）

会場：メッセウイング・みえ（津市北河路町 19-1）

申込期限：8 月 30 日（金）＜締切間近！！ 申込はお早めに＞

●高圧ガス輸送防災講習会（49～50 頁参照）

日時：2024 年 10 月 6 日（日）9 時～12 時（受付 8 時 30 分から）

（運搬基準説明 ～14 時：溶材組合員のみ）

会場：三重県四日市庁舎（四日市市新正 4-21-5）

申込期限：9 月 25 日（水）

●丙種化学(特別)試験直前『法令』講習会（51 頁参照）

日時：2024 年 10 月 11 日（金）9 時～16 時 30 分（受付 8 時 45 分から）

会場：四日市市文化会館（四日市市安島 2-5-3） 定員：28 名

申込期限：満席終了

●丙種化学(特別)検定対策講習会（52 頁参照）

日時：2025 年 2 月 19 日（水）9 時～16 時 30 分（受付 8 時 45 分から）

会場：四日市市三浜文化会館（四日市市海山道町 1-1532-1） 定員：20 名

申込期限：満席終了

○時期未定の事業を除きます。（最新の案内は協会HPをごらんください。）

【高圧ガス保安協会が実施する一般高圧ガス関係オンライン講習会（一部）】

詳細はKHKのホームページ（<https://www.khk.or.jp/>）でご確認ください。

講習名	KHK 受付期間	講習期間	検定日
乙種化学・機械法定資格講習	10 月 29 日	1 月 13 日～2 月 3 日	2 月 16 日
丙種化学特別法定資格講習	～11 月 11 日	1 月 20 日～2 月 9 日	2 月 23 日
第 1 種販売主任者法定資格講習	2024 年度下期はありません。（上期のみ）		
高圧ガス製造保安係員（一般）講習	10 月 29 日 ～11 月 11 日	2 月 10 日 ～2 月 28 日	なし
高圧ガス製造保安主任者講習			なし
高圧ガス製造保安企画推進員講習			なし

○オンライン受講ができない環境にある方は、事前に KHK に申し出されたと『映像集合研修』の日程が紹介されます。

●KHK（高圧ガス保安協会）の書籍は一般の書店では入手できません!! 三重県高圧ガス安全協会は、会員の皆様に「講習テキスト」を会員価格で販売しています!

令和6年度 高圧ガス試験のお知らせ

- 筆記試験日 **11月10日(日)**
- 三重県試験会場 **国立大学法人 三重大学**
- 受験案内書 7月8日(月)から下表の事務所で配布しています。
- 受験願書の申請受付期間
- インターネット申請 8月19日(月)午前10時～ 9月4日(水)午後5時
- 書面申請 8月19日(月)～ 9月2日(月)(当日消印有効)

試験の種類		三重県試験会場	会場案内図
製造保安責任者	乙種機械 乙種化学 丙種化学(特別) 丙種化学(液石) 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械	国立大学法人 三重大学 ・医学部 ・共通教育校舎 [津市栗真町屋町 1577]	
販売主任者	第一種販売 第二種販売		

※液化石油ガス設備士試験の会場は、(一社)三重県LPガス協会です。
 ※会場が急遽変更等になる場合がありますので、高圧ガス保安協会HPを必ずご確認ください。

- ・試験会場に駐車場はありません(不適正な駐車を行った方は、試験を中断(欠席扱)いただく場合があります。)
- ・公共交通機関を利用してください。
- ・大学構内が広いので、時間に余裕をもってお越しください。

書面申請用の「受験案内書・願書」を次の事務所で配布しています。

- ① 三重県試験事務所 [四日市市馳出町 3-29 高圧ガス安全協会内]
- ② 三重県冷凍設備保安協会 [津市広明町 323-1 水産会館 1階]
- ③ (一社)三重県LPガス協会 [津市柳山津興 369-2]
- ④ (一社)三重県管工事工業協会 [津市高洲町 13-34]
- ⑤ 三重県庁 消防・保安課 [津市広明町 13 県庁 5階]
- ⑥ 県の地域機関 (桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊賀・南勢志摩・紀北・紀南)

※郵送をご希望の方は、三重県試験事務所(059-346-1009)へご連絡ください。

☆試験の種類毎の「受験教室」は11月初め頃に
 三重県高圧ガス安全協会HP (<https://www.ankyo-mie.jp/>) でお知らせします。

7年ぶりの中勢地域（津地区）での開催です！！

『**燃焼実験**』を是非ご覧ください（強風時等はDVDとなる場合あり）。
事業所の「**高圧ガス保安教育**」として職員の受講がお奨めです
協会員事業所なら**1事業所1名の参加費(3,000円)が無料(人数制限有)!**

三重県高圧ガス安全協会は協会員の「高圧ガス保安教育」を支援します 『**高圧ガス消費事業所保安講習会**』を開催します。 (三重県高圧ガス安全協会員向け)

締切間近！申込はお早めに！！

協会では、これまで実験・訓練を毎年消防学校で開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により会場をお借りすることができなくなりました。その間も高圧ガスの事故は高止まりし、三重県における昨年度の事故は、前年比で65%増の33件となり、県消防・保安課からも三重県高圧ガス安全協会・三重県高圧ガス溶材組合に対し改めて高圧ガスの保安の確保と安全面の強化を求められました。

ついては、協会として事故を未然に防止するため、会員の皆様が、実験・訓練のうち実験部分について同様の内容を実施する本講習会に参加することを一層勧めるため、今年度も1名の会費を協会が負担することとしましたので、ご多忙とは存じますが、是非受講ください。

1. 対象 酸素・水素、アセチレン等の高圧ガスを消費する事業所の責任者、担当者の方
2. 日時 2024年9月10日（火）13時00分～16時30分（受付は12時30分から）
3. 会場 メッセウイング・みえ 大研修室〔〒514-0056 三重県津市北河路町19-1〕
なお、高圧ガス燃焼実験は駐車場で実施します。（天候により DVD への変更あり。）
4. スケジュール

時刻	講習等の内容	講師等
13:00～13:10	あいさつ	溶材組合理事長
13:10～13:50	高圧ガス保安法と事故	県庁消防・保安課 担当者様
14:00～14:40	高圧ガスの知識	専門講師
14:40～15:20	高圧ガス機器の取り扱い	機器メーカー 担当者様
15:35～16:30	燃焼実験（酸素・水素・アセチレン・LPガス）	溶材組合

5. 会費 1事業所につき1名は協会負担（無料）
それを超える1名につき3,000円（インボイス非対応）
なお、振込される場合は、9月3日（火）までに下記口座へお願いいたします。
三重県高圧ガス溶材組合 三十三銀行 塩浜支店 普通口座 0789280
(安全協会の口座ではありません。ご注意ください。また、振込手数料はご負担をお願いします。)
6. 申込方法 申込票に必要事項を記入し、安全協会事務局あて、FAX 又はメールで送付ください。会費の支払いが必要な場合は振込をお願いします。受講番号を記入した受講票を後日（振込が必要な方は、振込確認後）FAX しますので、その用紙を受付へご提出ください。
7. 申込期限 2024年8月30日（金）原則、先着順(30名まで)、参加人数を制限する場合あり。
8. その他 受講された方には、受講済証をお渡しします。

[事務局] 担当：小川、木村
四日市市馳出町三丁目29番地（〒510-0855）
電話 059-346-1009 FAX 059-346-1521
e-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

受付後、受講番号を記入してFAX（又はメール）で返送いたします。
 FAX（又はメール）でお送りしたものを講習会受付へご提出ください。
 申込時FAX先059-346-1521 メール先 ankyo@m4.cty-net.ne.jp

【安全協会会員用】高圧ガス消費事業所保安講習会 申込 兼 受講票

2024年 月 日

<受講票となるため、複数名で申し込みの場合は、それぞれに作成をお願いします。>

受講番号 (記入しないでください)	
会員事業所名	
部署名・担当者名	部署： 担当者名：
連絡先電話番号等	電話番号； メールアドレス：
FAX番号	・受付後、受講番号を記入してFAXで返送しますので必ずご記入ください。
受講者氏名	
受講者電話番号	・当日の緊急連絡先です。可能な限り携帯番号をご記入ください。
会費の支払方法 ○を付してください。	①申込1名分のため、協会負担の対象です。 ②三重県高圧ガス溶材組合の口座に振込（振込日 月 日） ※1事業所が複数名申し込む場合には、1名のみ①が選択できます。 ※インボイスには対応していません。ご了承ください。

講習日時	2024年9月10日(火) 13時00分~16時30分 (受付は12時30分から行います。)
講習会場	メッセウイング・みえ 大研修室〔三重県津市北河路町19-1〕

※天候等諸般の事情により内容の変更、中止等となる場合があります。

※マスクの着用は個人の判断によります。咳エチケットにご協力ください。

※申込者多数の場合は、1事業所からの参加人数を制限する場合がありますのでご了承ください。



5年ぶりの四日市市内での開催です!!
今年3月末に、高圧ガス容器の輸送基準が改訂されていることを
ご存じでしょうか。

三重県高圧ガス安全協会は高圧ガス車両の安全な運行を支援します
「2024年度三重県高圧ガス輸送防災講習会」を開催します。
(三重県高圧ガス安全協会員向け)

現在受付中です！申込をお忘れなく！！

三重県高圧ガス安全協会では高圧ガス輸送時の事故を防止することを目的として、「2024年度三重県高圧ガス輸送防災講習会」を開催いたしますので、ご案内いたします。

四日市市内での開催は5年ぶりとなります。また、今年3月末には高圧ガス容器の輸送基準も改訂されています。今一度、自主保安を向上させるためにも、多数の方の参加をお待ちします。

本講習会は三重県消防・保安課及び三重県高圧ガス溶材組合との共催で実施しています。

1. 日 時 2024年10月6日(日) 9時～12時 (受付：8時30分～9時)
2. 会 場 三重県四日市庁舎6階 大会議室
(四日市市新正4丁目21-5) ※近鉄新正駅より徒歩約5分
四日市南警察署前※駐車場はあります。

3. 講習内容

内 容	講 師
輸送に係る高圧ガス保安法	三重県消防・保安課 ご担当者様
高圧ガスの基礎知識	専門講師
路上での自動運転について －自動運転のレベルについて－【仮称】	三重県交通政策課 ご担当者様

4. 受講料 不要です。

5. その他

- (1) 受講された方に「修了証」をお渡しします。
- (2) 受講者の氏名を別紙「受講申込書」に記入のうえ、9月25日(水)までに fax 又はメールでお申込ください。
- (3) 三重県高圧ガス溶材組合員様には、組合から一部、内容が異なる案内が出ています。申込は、同一人についてはいずれかをお願いします。(重複申込しないでください。)

[事務局] 担当：小川、木村
〒510-0855
四日市市馳出町三丁目29番地 (親和ビル)
電話 059-346-1009 FAX 059-346-1521
e-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp
ホームページ <https://ankyomie.jp>

FAX 059-346-1521
E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

(別紙)

9月25日(水)までに送信ください。

三重県高圧ガス安全協会 あて

2024年 月 日

2024年度高圧ガス輸送防災講習会 受講申込書

〔 日時：2024年10月6日(日) 9時から
会場：三重県四日市庁舎6階 大会議室 〕

(事業所名) _____

受講希望者氏名	
1	
2	
3	
4	
5	

※修了証の氏名となります。お間違えないように明瞭に記載してください。

※会場は駐車可能ですが、できるだけ乗り合わせてお越しください。

※マスクの着用は個人の判断によります。咳エチケットに御協力ください。

(連絡先) 担当者氏名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____

令和6(2024)年11月10日の国家試験合格を応援します！

2024年度「法令」対策試験直前講習会を開催します。

FAX 059-346-1521

法 令

2024年度 丙種化学特別(法令) 試験直前講習会

2024年11月10日の国家試験に向けた任意の直前講習会です。

科目	法令
日時	10月11日(金) 9時00分～16時30分
会場	四日市市文化会館 第2会議室 四日市市安島2丁目5-3 近鉄四日市駅から西へ徒歩10分
募集人数	28名(定員になり次第締切ります)
テキスト	・ 高圧ガス保安法規集 ・ 高圧ガス保安法概要 甲、乙、丙特編 ・ 丙種化学(特別)試験問題集 《令和6年度版》 ○別途、購入ください。丙種化学特別資格講習時のテキストと原則同じです。(協会では、会員価格で販売しています。)
受講料	会員(※) 5,000円 会員外 7,000円 (税込み)

※勤務されている会社が、三重県高圧ガス安全協会に入会されている方は「会員」です。

※本講習は、11月の高圧ガス試験受験申込者の試験対策用です。

試験直前講習会(10/11)申込書 【本頁をコピーし、記載のうえfaxください。】

試験願書 提出状況	【本講習会は11月の高圧ガス試験申込者が対象です。】 <セルフチェック欄> 試験願書提出済(提出予定) ・ 未提出
氏名	
住所	〒
電話	※日程変更時、当日の確認等に使用します。できるだけ携帯番号を記入して下さい。
受講料の お支払い方法	2024年 月 日に ① 振込(振込口座は下記のとおり。手数料はご負担下さい。) ② 高圧ガス安全協会へ現金を持参 (該当する番号を○で囲んでください。)

(振込口座) 三重県高圧ガス安全協会

三十三銀行 塩浜支店 普通預金 0077394

記入された個人情報、当講習会以外の目的に使用することはありません。

※インボイスには対応していません。

令和7(2025)年2月23日の「丙種化学(特別)」検定合格を応援します！
丙種化学特別検定対策直前講習会を開催します。

FAX 059-346-1521

学識・保安管理技術

2024年度下期 丙種化学特別 検定対策直前講習会

2025年2月23日の検定に向けた任意の直前講習会です。

科目	学識・保安管理技術
日時	2025年2月19日(水) 9時00分～16時30分
会場	四日市市三浜文化会館(カルチャー三浜) ※部屋は受講票に記載 四日市市海山道町1丁目1532-1 近鉄海山道駅から北へ徒歩8分
募集人数	20名(定員になり次第締切ります)
テキスト	・初級 高圧ガス保安技術20次改訂版 ※オンライン講習時テキスト ・丙種化学(特別)試験問題集《令和6年度版》 ※別途、購入ください。(当協会で販売(会員価格有)しています。)
受講料	会員※) 5,000円 会員外 7,000円 (税込み)

※勤務されている会社が、三重県高圧ガス安全協会に入会されている方は「会員」です。

※諸般の事情等で中止となる場合があります。

※本講習は、2024年度下期丙種化学特別資格講習受講者の検定対策用です。

検定対策講習会(2/19)申込書 【本頁をコピーし、記載のうえfaxください。】

オンライン講習受講状況	【本講習会は丙種化学特別のオンライン講習受講が前提です。】 ＜セルフチェック欄＞ 受講済(期限までに受講終了予定)・未受講
氏名	
住所	〒
電話	※日程変更時、当日の確認等に使用します。できるだけ携帯番号を記入して下さい。
受講料のお支払い方法	年 月 日に ① 振込(振込口座は下記のとおり。手数料はご負担下さい。) ② 高圧ガス安全協会へ現金を持参 (該当する番号を○で囲んでください。)

(振込口座) 三重県高圧ガス安全協会

三十三銀行 塩浜支店 普通預金 0077394

記入された個人情報は、当講習会以外の目的に使用することはありません。

※インボイスには対応していません。

<<安全協会会員の皆様には
三重県高圧ガス安全協会での購入がお得です>>

令和6年7月に、法規集、例示基準集、 関係通達集や用語解説などの改訂版が 多く発刊されたことをご存じですか

以下の書籍は2024年7月9日に改訂されています。

書籍名	発行月	定 価	会員価格
高圧ガス保安法規集 第22次改訂版	2024年7月	5,270円	4,740円
高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 第20次改訂版	2024年7月	2,120円	1,910円
高圧ガス保安法令関係 例示基準資料集 第10次改訂版	2024年7月	2,040円	1,840円
特定設備検査規則関係 例示基準集 第6次改訂版	2024年7月	2,880円	2,590円
高圧ガス保安法令関係通達集 第3次改訂版	2024年7月	4,480円	4,030円
高圧ガス・液化石油ガス法令用語解説 第6次改訂版	2024年7月	3,250円	2,930円
充てん作業者再講習テキスト 第6次改訂版	2024年7月	1,730円	1,560円

☆安全協会会員の事業所及び従業員の方には、『会員価格』で販売します。

<<保安係員テキスト、甲種、乙種、丙種化学特別の
受験テキスト、規格書等を販売中>>

～KHKの書籍は一般の書店では入手できません～

2024年度に高圧ガス資格試験や資格講習を受ける方は、
最新版の書籍を購入し勉強されてはどうでしょうか。

当協会の価格はセット価格ではありません。一冊から会員価格。必要な書籍を必要な
ときにご購入ください。でも、セットで購入すると送料が割得。また、当協会は近鉄塩
浜駅近くの便利なところにあります。直接お越しいただければ当たり前ですが送料なし
(書籍の種類や時期で取り寄せになる場合があります。事前に在庫を電話確認ください。)

上記の他、法令、テキスト、問題集・参考書、指針・基準などKHK発行の
図書は、三重県高圧ガス安全協会でお求めください。
ホームページ (<https://ankyome.jp/>) の「図書のご案内」をご覧ください。

編集後記

5月の総会で2年間の会長事業所としての任期を全うできましたことは、会員皆様のご協力のお陰と感謝しております。至らぬ点多々あったかと思いますが、何卒ご容赦いただけますと幸いです。これからも、当協会の活動への参加を通して、皆様とのつながりを大切にしていきたいと思います。最後に、事務局のおふたりには本当にお世話になりました。【福井】

編集委員として、本年より会長会社を務めさせていただきますENEOSマテリアルの伊藤です。皆さんとのコミュニケーションを大切にしながら取り組んでまいります。ちょっとしたことでも構いませんので沢山のご意見お待ちしております。【伊藤】

編集委員を1年間務めさせていただき、自分が編集委員として今回の第74号が最後の号となりました。毎回たくさんの方のご協力によりこの季刊誌が作られる過程を知り、非常に勉強になりました。今後も高圧ガスに携わる関係者の皆様が楽しんで学んでいただける読み物として広く普及していくことを祈念いたします。【高村】

2年間副会長並びに編集委員を体験し、今更ながら事務局の緻密さと大変さを実感しました。今後も協会の発展と三重県の高圧ガス保安に尽力してまいります。【村本】

短かった春が過ぎ、気温 25℃を超える夏日が梅雨入りよりも一足先にやってきた 2024 年も気づけば折り返していることに気づきました。東海地方で梅雨の期間が 30 日未満となったのは、2017 年(梅雨期間:24 日)以来 7 年ぶりで、梅雨入りした 6 月 21 日から 7 月 17 日までの 27 日間、梅雨期間降水量(速報値)は、東海地方の多くの所で平年より増加したようです。梅雨明けと同時に猛暑日が続いていますが、水分、塩分補給と睡眠をしっかりと、自身の体調にあわせたバランスの取れた生活をイキイキと過ごせるよう心がけたいと思います。まだまだ夏 つづきますか・・・?!暑さも厳しさを増しますが、どうかご自愛ください。今後ともよろしく願います。【猪山】

今年初めて「保安研修会」へ参加させていただきました。親睦を深めたり、他社施設への見学をしたりと充実した内容でした。また、久しぶりの開催で、今までコロナ禍のため開催できなかった悔しい気持ちが、少し晴れたような気がしました。【佐野】

協会行事も少しずつ再開することができ、7月の保安研修会では楽しいひとときを過ごしました。皆様ありがとうございます。次回はもう少し涼しい時期に・・・【木村】

2024年度の協会と組合それぞれの通常総会で2023年度の活動報告がありましたが、本当に「新型コロナウイルス感染症」のトンネルを抜けてきたと感じました。まだ、後遺症に悩まされている方、新たに感染する方もおり、全てが解決した訳ではありませんが、協会・組合ともに高圧ガスの保安の確保に向け、更に活動をすすめますので、編集委員として、その活動の記録を「協会だより」に載せることができればと考えています。会員の皆様も、本誌への投稿を含め、是非、行事への参加をお願いします。【小川】

私のワンショット



菰野町のコスモス畑。11月に撮影。時期になったら人でにぎわいます(๖^一^๖)コ (川北)



京都府北部の伊根町にある舟屋群です。その一帯は伊根湾の5kmにも及ぶ周囲に舟屋が建ち並ぶため、陸上散策には自転車がおすすです。(佐野)



岐阜県関市にある“モネの池”の見学に先日行きました。小雨が降った後でしたが、水の透明度が高いため鯉と睡蓮の葉が浮き出て絵画の様でした。(高村)



伊勢神宮 内宮への歩道 木々の木漏れ日が心地よいです(鈴木)

あなたのスマホやパソコンに埋もれている『私のワンショット』をメールでお送りください。

掲載分には、記念品を進呈します。

E-mail ankyom4.cty-net.ne.jp

協会だより 第74号

発行日 2024年8月19日

発行者 三重県高圧ガス安全協会 中山 哲

〒510-0855

四日市市馳出町三丁目29番地 親和ビル

電話 059(346)1009 FAX 059(346)1521

E-mail ankyom4.cty-net.ne.jp

印刷所 有限会社 住吉孔版社

〒510-8003 四日市市住吉町6-8

電話 059(365)1924

容器・販売管理システムなら

全国200拠点以上の
高圧ガス溶材商様にご利用頂いている

溶財管理[®]で

紙帳票をなくそう



www.nmsc.co.jp

溶財管理

検索

資料ダウンロード



全国訪問デモ・WEBデモします

03-3881-1703


new Management
System Co.,Ltd.

三重県高圧ガス溶材組合 賛助会員
ニューマネジメントシステム株式会社
東京都足立区千住仲町40番11号

化学物質の「自律的な管理」のために

—作業場などの化学物質をリアルタイムに測定—



化学物質のリスクアセスメントにおいて
健康被害リスクの見積り・効果確認に最適!



Check! リスクアセスメントのガイドブックはこちら!

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」掲載
『リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメント
ガイドブック』

化学物質リアルタイムモニタ XP-3320II-V

- 92種類のガスへ読み替えが可能 ※校正ガスであるトルエンを基準とした参考値
- 本体や専用アプリでトレンドグラフを表示可能
- 耐衝撃性大幅向上

